

厚生労働省 令和3年度障害者総合福祉推進事業

# 手話奉仕員及び手話通訳者養成事業の 現状把握と課題整理事業

令和4年3月

社会福祉法人全国手話研修センター

# ごあいさつ

「手話奉仕員及び手話通訳者養成事業の現状把握と課題整理事業」

手話通訳者等養成制度検討委員会

委員長 近藤 幸一

わが国の手話通訳制度は、1970（昭和 45）4 月の手話奉仕員養成事業開始を制度的な起点とするなら、2022（令和 4）年 3 月で 52 年が経過したことになります。今日、手話通訳制度をめぐっては、主に三点ほどの課題が考えられると思います。

一つ目は、主に 2000（平成 12）年の社会福祉基礎構造改革（以下、基礎構造改革）による制度課題です。基礎構造改革は、あらゆる分野での「自立支援」を制度目標としました。措置制度とは異なる多様な供給主体による福祉サービスの選択・利用は、利用者とサービス提供者の合意による契約行為を前提としています。意思疎通支援は介護・福祉サービスの円滑な利用のための必要条件であり、そのために手話通訳制度が質・量ともにさらに充実することが望まれます。また、基本理念である地域共生社会の実現は、国民相互の連帯、“つながり”の強化を条件とするもので、言語的コミュニケーションによる人間関係の深化は、市民社会の基本的な命題でもあります。

二つ目は、電話リレーサービス事業等にみられるデジタル技術の発展と情報・コミュニケーション支援です。コロナ感染症対策の一つとして遠隔手話サービスなどは一定の広がりが見られますが、聴覚に障害のある人にとって、新たな社会参加のインフラとしてもその発展が望まれます。そのための新たな担い手確保が課題となっています。

最後は、安定した意思疎通支援者の確保・養成制度の整備についてです。手話通訳制度について厚労省のカリキュラムが策定され、20 年以上経過しました。この間、このカリキュラムを基に全国で行われてきた手話通訳者養成は日本の手話通訳制度の担い手確保の根幹をなしてきました。手話通訳士試験合格者 3,800 人、手話通訳者全国统一試験合格者が 5,500 人となるなど、手話通訳者の養成・認定設置・派遣をその内容とする手話通訳制度は、多くの聴覚に障害のある人、関係者、市民の互いの意思疎通支援に貢献し、国民相互の連帯を広げる役割を果たしてきました。

しかし、この間に行われた一般社団法人全国手話通訳問題研究会の「厚生労働省 令和 2 年度障害者総合福祉推進事業『雇用された手話通訳者の労働と健康に関する実態調査に関する調査研究』」や一般財団法人全日本ろうあ連盟の「厚生労働省 令和 2 年度障害者総合福祉推進事業『地域における意思疎通支援の実態に関する調査研究事業』」においても「若年層の手話通訳者等の意思疎通支援者確保」や「地域間の制度格差の是正」などが課題として指摘されてきました。

また、カリキュラム策定 20 年が経過する中で、デジタル技術の発展により、電話リレーサービス、遠隔手話サービス、映像の普及等、聴覚に障害のある人やその情報・コミュニケーション環境が大きく変化し、新たな担い手確保のスキームが必要となってきました。

そこで、社会福祉法人全国手話研修センターでは、厚生労働省の令和3年度障害者総合福祉推進事業を活用して「手話奉仕員及び手話通訳者養成事業の現状把握と課題整理事業」に取り組み、これまでの養成状況を把握し、その課題を整理することで、新しい時代に合った養成カリキュラム、養成制度のあり方を提言することとなりその成果として報告書を上梓することと致しました。この調査検討にあたっては、地方自治体や登録手話通訳者等関係者のみなさんに多大なご支援・ご協力をいただきました。心からお礼申し上げますとともに、この調査が制度発展に寄与できれば幸甚です。

# 目次

ごあいさつ .....	1
<b>事業の概要</b>	
1. 事業要旨 .....	4
2. 事業の目的 .....	4
3. 事業の実施内容 .....	5
4. 事業の実施体制・実施状況 .....	6
5. 公表方法 .....	9
<b>調査結果 分析・考察</b>	
1. 手話奉仕員及び手話通訳者養成事業アンケート .....	10
(1) 手話奉仕員養成事業 .....	11
(2) 手話通訳者養成事業 .....	18
2. 登録手話通訳者アンケート .....	27

## ●事業の概要

### 1. 事業要旨

1. 厚生労働省が1998（平成10）年度に策定した手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラムにおいて、手話奉仕員カリキュラムは、入門課程35時間、基礎課程45時間、合計80時間と定められている。手話通訳者養成課程は、基本課程35時間、応用課程35時間、実践課程20時間、合計90時間と定められている。

手話奉仕員養成事業は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業において市町村の必須事業として定められており、手話通訳者養成事業は都道府県等の必須事業として定められている。しかし、実際の実施状況は、管内人口や管内で生活する聴覚障害者数、自治体の財政規模、確保できる指導講師数等の様々な要因により地域性を重視した養成状況であると考えられる。

2. 地域生活支援事業実施要綱で定められた「実施主体が行う養成講習を修了した者に対する登録試験合格者」は、手話通訳者全国統一試験合格者数だけで5,600人を超えているが全国の手話通訳者派遣センターでは派遣できる手話通訳者が不足しているとの声が多い。

3. このようなことから

- (1) 市町村や都道府県等で実施している手話奉仕員及び手話通訳者の養成状況や課題の把握を行うため、全市町村、都道府県に対しアンケート調査を行う。
- (2) 現在登録手話通訳者として活動している人々に対し、活動状況、登録手話通訳者として感じている課題等の把握を行うためアンケート調査を行う。
- (3) 上記(1)(2)で明らかになった課題等を分析・整理し、手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラム改正の提案、提言としてまとめることが本事業の趣旨である。

### 2. 事業の目的

日本の手話通訳者等の養成は、平成10年度に策定された厚生労働省のカリキュラムに基づいて養成されている。平成13年度から始まった全国の手話通訳者登録試験（手話通訳者全国統一試験）合格者は令和元年までの18年間で5,229人となり、この人々が中心になり日本の手話通訳ニーズを担っている。

一方この間、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定により聴覚障害者の社会参加の推進が図られるとともにICT技術の発達による電話リレーサービスや遠隔手話サービスの実施等聴覚障害者を取り巻く情報保障環境は大きく変化している。

加えて手話通訳者の高齢化が進み、状況の変化に機敏に対応できる若年層の手話通訳者の養成が必要なこと、またICT技術等専門分野に精通した手話通訳者やテレビ通訳等映像を通じた新しい通訳技術に対応できる手話通訳者の養成が必要になっている。

これらの状況を踏まえ、養成カリキュラムの今後のあり方を検討するにあたり現在の養成課題や手話通訳者の能力や課題等を整理することを目的とする。

### 3. 事業の実施内容

障害者差別解消法の制定による合理的配慮の義務化や地方自治体で相次いで制定されている手話条例の広がり等聴覚障害者を取り巻く社会状況の変化、公共インフラとしての電話リレーサービス事業の開始や遠隔手話サービスの普及等情報保障環境の多様化などに伴い手話通訳ニーズもその領域、通訳内容や方法等大きく変化、拡大している。それらの状況を踏まえた新しいニーズ等に対応できる養成カリキュラムの今後のあり方を検討するにあたり、手話奉仕員及び手話通訳者養成実態の把握、全国の登録手話通訳者の実態を把握するためアンケート調査を行う。

#### (1) 手話奉仕員養成及び手話通訳者養成状況の実態把握

1,788 の都道府県、市町村（特別区を含む）自治体を対象に手話奉仕員養成事業及び手話通訳者養成事業のアンケート調査を実施

**【調査方法】** 1,788 自治体にアンケートの調査票を送付、厚生労働省を通じ自治体に周知・回答協力の依頼をしていただき、また関係団体からの協力及び当法人ホームページでの周知をし、アンケートをアップロードする。

回答は、インターネットでの回答、郵送・メールによるアンケートを返信する方法で行う。

**【調査期間】** 2021（令和3）年9月27日～2021（令和3）年10月31日

##### (1) 手話奉仕員養成事業

回答数：853（47.7%） 有効回答数：845（47.3%）

##### (2) 手話通訳者養成事業

回答数：536（30.0%） 有効回答数：521（29.1%）

#### (2) 登録手話通訳者の実態把握

全国の登録手話通訳者を対象に、活動状況等のアンケート調査を実施

**【調査方法】** 1,788 の都道府県、市町村（特別区を含む）自治体、情報提供施設等へアンケート調査票を送付し、登録手話通訳者への周知、回答協力を依頼する。また関係団体から登録手話通訳者への呼びかけ依頼をする。当法人のホームページでの呼びかけ、アンケートをアップロードする。

回答は、インターネットでの回答、郵送・メール・FAXによる回答方法で行う。

**【調査期間】** 2021（令和3）年9月27日～2021（令和3）年11月15日

回答数：3,113件 有効回答3,107件

## 4. 事業の実施体制・実施状況

本事業を実施するにあたり、事業の進捗管理、アンケート結果の分析、課題整理等を行う「手話通訳者等養成制度検討委員会」を設置する。検討委員会の基に「手話通訳者等養成制度調査検討ワーキンググループ」「登録手話通訳者調査検討ワーキンググループ」を設置し、手話通訳者等養成事業についてのアンケート調査、登録手話通訳者の実態についてのアンケート調査等を行う。

### 会議開催

#### 手話通訳者等養成制度検討委員会

日 時	内 容	出席者数	備 考
2021（令和3）年 8月30日（月） 10：00～12：30	1. 委員長選出 2. 事業目的、事業計画の承認 3. アンケートについて （1）調査内容の検討・概要承認 （2）調査方法の承認 4. その他	委員：10名 オブザーバー： 2名 事務局：5名	・厚生労働省自立支援振興室オブザーバー参加 ・集合、オンライン併用型会議
2022（令和4）年 2月9日（水） 9：30～12：00	1. アンケート調査結果、 分析・考察 2. 報告書について 3. その他	委員：10名 オブザーバー： 1名 事務局：5名	・厚生労働省自立支援振興室オブザーバー参加 ・集合、オンライン併用型会議

#### 手話通訳者等養成制度調査検討ワーキンググループ会議

日 時	内 容	出席者数	備 考
2021（令和3）年 7月8日（木） 19：00～21：00	1. 委員長選出 2. 事業目的・事業全体の共有化 3. スケジュール確認 4. アンケート調査について （1）関連のある調査について報告 （2）調査項目・調査方法の検討 5. その他	委員：4名 事務局：4名	オンライン会議
2021（令和3）年 8月4日（水） 19：00～21：00	1. 調査項目の検討 2. 調査方法について 3. その他	委員：4名 事務局：4名	オンライン会議
2022（令和4）年 1月4日（火） 13：30～16：30	1. アンケート調査結果と分析 2. その他	委員：3名 事務局：5名	集合、オンライン併用型会議

2022 (令和 4) 年 1 月 31 日 (月) 13 : 30 ~ 16 : 30	1. 追加調査結果の報告 2. 調査結果の分析・考察 3. 報告書について 4. その他	委員 : 4 名 事務局 : 5 名	オンライン会議
2022 (令和 4) 年 2 月 22 日 (火) 19 : 00 ~ 21 : 00	1. 第 2 回検討委員会の報告 2. 調査結果の分析・考察 3. 報告書修正について 4. その他	委員 : 4 名 事務局 : 4 名	オンライン会議

### 登録手話通訳者調査検討ワーキンググループ会議

日 時	内 容	出席者数	備 考
2021 (令和 3) 年 7 月 3 日 (土) 10 : 00 ~ 12 : 00	1. 委員長選出 2. 事業目的・事業全体の共有化 コンピテンシーについて 3. スケジュール確認 4. アンケート調査について (1) 調査対象者について (2) 調査項目の検討 5. その他	委員 : 6 名 事務局 : 2 名	オンライン会議
2021 (令和 3) 年 8 月 5 日 (木) 10 : 00 ~ 12 : 00	1. アンケート調査項目について 2. コンピテンシーについて	委員 : 3 名 事務局 : 2 名	オンライン会議
2021 (令和 3) 年 8 月 10 日 (火) 18 : 30 ~ 20 : 30	1. 調査内容についての検討 2. 調査方法について 3. その他	委員 : 6 名 事務局 : 3 名	オンライン会議
2022 (令和 4) 年 1 月 23 日 (日) 9 : 30 ~ 12 : 00	1. アンケート調査結果と分析 2. 報告書について 3. その他	委員 : 5 名 事務局 : 2 名	オンライン会議
2022 (令和 4) 年 2 月 25 日 (金) 19 : 00 ~ 21 : 00	1. 第 2 回検討委員会の報告 2. 調査結果の分析・考察 3. 報告書について 4. その他	委員 : 2 名 事務局 : 3 名	オンライン会議



## 委員名簿

### 「手話通訳者等養成制度検討委員会」

【敬称：略】

	氏 名	団 体 名・役 職 名
1	近藤 幸一 ◎	社会福祉法人全国手話研修センター理事 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会事業本部長
2	長野 秀樹 ○	長崎純心大学教授
3	木下 武徳 ○	立教大学教授
4	大杉 豊	筑波技術大学教授
5	藤田 久美	山口県立大学教授
6	中西 久美子	一般財団法人全日本ろうあ連盟理事
7	宮澤 典子	一般社団法人全国手話通訳問題研究会理事
8	高井 洋	一般社団法人日本手話通訳士協会理事
9	井澤 昭夫	全国聴覚障害者情報提供施設協議会事務局長
10	小中 栄一	社会福祉法人全国手話研修センター事務局次長

◎委員長 ○ワーキンググループ委員長

### 「手話通訳者等養成制度調査検討ワーキンググループ」

【敬称：略】

	氏 名	団 体 名・役 職 名
1	長野 秀樹	長崎純心大学教授
2	藤平 淳一	一般財団法人全日本ろうあ連盟理事
3	渡部 芳博	一般社団法人日本手話通訳士協会理事
4	江原 こう平	国立障害者リハビリテーションセンター学院 手話通訳学科教官

## 「登録手話通訳者調査検討ワーキンググループ」

【敬称：略】

	氏 名	団 体 名・役 職 名
1	木下 武徳	立教大学教授
2	近藤 幸一	一般社団法人全国手話通訳問題研究会副会長
3	伊藤 正	一般社団法人全国手話通訳問題研究会事務局長
4	米野 規子	一般社団法人全国手話通訳問題研究会事務局次長
5	高田 浩次	一般社団法人全国手話通訳問題研究会事務局員
6	大岡 政恵	全国聴覚障害者情報提供施設協議会
7	永瀬 開	山口県立大学准教授

## 5. 公表方法

- (1) 詳細版・概要版の報告書を当法人ホームページに掲載する。
- (2) 概要版報告書をアンケート協力自治体、関係団体に対して送付する。

## ●調査結果 分析・考察

### 1. 手話奉仕員及び手話通訳者養成事業アンケート

#### 手話奉仕員及び手話通訳者養成事業調査概要

##### 1) 調査目的

聴覚障害者を取り巻く社会状況の変化、情報保障環境の多様化など変化に伴い手話通訳ニーズの幅も広がりを見せている。本調査は、それらの状況を踏まえた新しいニーズ等に対応できる養成カリキュラムの今後のあり方を検討するにあたり、市町村や都道府県等で実施されている手話通訳者等養成実態の現状を把握し、養成課題を整理することを目的とした。

##### 2) 調査方法

###### (1) 調査対象者

全国 1,788 自治体を対象に、手話奉仕員養成事業及び手話通訳者養成事業のアンケート調査を行った。

###### (2) 調査方法

全自治体にアンケート調査票を送付、厚生労働省を通じて周知、また関係団体の協力及び当法人ホームページでの周知をし、アンケート調査票を当法人ホームページからもダウンロードできるようにした。

回答は、当法人ホームページからインターネットを活用する方法、郵送またはメールで答えてもらう方法をとった。

###### (3) 調査期間

調査期間は、2021年9月27日から2021年10月31日までとした。

###### (4) 回答結果

手話奉仕員養成事業の回答数は853件であり47.7%であった。2重回答等があったため、有効回答数は、845件47.3%であった。

手話通訳者養成事業では、回答数が536件であり30.0%、有効回答数は521件であり29.1%であった。手話通訳者養成事業は、都道府県・政令指定都市・中核市に必須事業であるため、回答を控えた市町村があると推測する。

## (1) 手話奉仕員養成事業

回答数：853 (47.7%) 有効回答数：845 (47.3%)

### まとめ

今回の手話奉仕員養成事業アンケート調査において、まず、確認できたことは調査票回答数が47.7%と半数を下回ったものの1-1 実施状況のアンケート結果から、手話奉仕員養成事業が、国内各自治体で80%近く実施されており、事業として地域に定着しているということである。

手話奉仕員養成事業が厚生労働省の都道府県への補助事業として昭和45年に開始されて以来、50年以上が経過したが、本アンケート中の1-2 事業主体、1-3 実施方法などのアンケート項目と照らし合わせてみれば、地域の聴覚障害者団体への委託形式を中心として、毎年講座が開かれている状況が確認される。

ただし、手話奉仕員養成事業が多く地方自治体に定着しているとは言えるが、課題がないわけではない。その点も、今回のアンケートからいくつかの点が明らかになっている。

その課題は、大きく分けると3点に分けて考えられる。第1点は受講者についての課題。第2点は講師についての課題。第3点はカリキュラムについての課題である。講師の課題については、1-5 講師の条件、1-6 講師団の有無、1-7 講師団の研修の有無、以上の項目のアンケート結果並びに3-1 カリキュラムについての自由記述によって、明らかになっている。受講者についての課題は、1-10 受講条件、1-11 修了する条件、1-12 修了者対象のレベルアップ講座の各アンケート結果と2 奉仕員養成に当たっての課題の自由記述、によって明らかになっている。また、カリキュラムについての課題は、3-1 カリキュラムについて、で明らかになっている。

特に課題として、クローズアップされているのは、奉仕員養成講座から通訳者養成講座までを一貫して受講することで、自治体の登録通訳者の養成に繋がりたいとする自治体側の希望と手話を学んで、地域のろう者と交流はしてみたいが、手話通訳者としての活動までは望まないという奉仕員養成講座受講者が一定数存在するという現状とのずれである。この課題については、項目ごとで考察を深めたい。

こうした現状の課題を踏まえたうえでも、手話奉仕員養成事業が地域に定着し、手話の普及に一定の成果を収めていることは確認できる。そして、全国手話研修センターが、全国的な手話学習・手話普及の拠点として体系的な手話学習・手話普及のシステム作りに大きな役割を果たしていることもアンケートの結果より確認できることである。

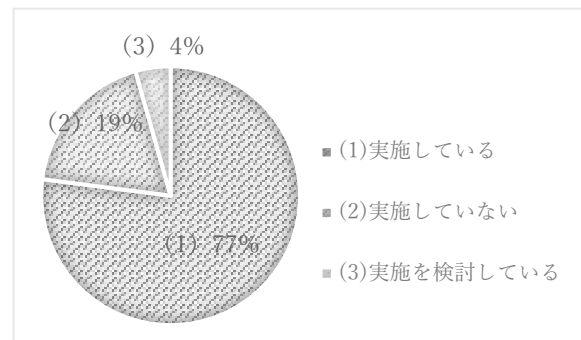
具体的には、1-8 使用しているテキスト、の結果では、85%が同センター編集・発行の厚生労働省カリキュラム準拠のテキスト『手話を学ぼう 手話で話そう』を使用していることが明らかになった。同様に、1-5 講師の条件、では厚生労働省の委託事業で同センターが主催する手話奉仕員養成担当講師連続講座を受講することを講師の条件とする自治体があり、講師を担当するようになった後も、1-7 講師の研修の有無、の結果を見ても、講師の研修に同講座が大きな役割を果たしていると言えよう。

一方で、先に述べた課題を解決するためには、これまで以上に同センターの機能の充実が求められる。同センターの機能を自治体が活用できるシステム作りも含めて、現行システムを再評価し、講座の実効性を確認するなど、センター機能の強化を図る必要がある。また、アンケートで明らかになった課題解決のためには、手話奉仕員養成事業の目的や役割等養成カリキュラムの修正が必要と考えられる。

## 1. 手話奉仕員養成事業の実施状況

### 1-1 実施状況 回答数:845

有効回答数 845 の中で、651 団体が実施しており、実施率は 77% である。この回答数の中には、県からの回答が 11 含まれており、うち 9 県は市町村必須事業であるため実施していない。県からの回答を除けば 78% での実施となる。実施している県のうち、1 県は実施されていない市町村の代行として実施していると回答している。



この結果で見ると、手話奉仕員養成事業は市町村の事業として量的には一定のレベルに達していると言えよう。

### 1-2 事業実施主体 651

委託先、補助事業先のアンケート（回答数 523）によれば、社会福祉法人以外の聴覚障害者団体は 170 団体で、約 33% だが、委託先の社会福祉法人 107 のうち 63 法人が聴覚障害者団体であることが判明した。同様に身体障害者団体 33 団体中、25 団体が聴覚障害者団体である。また、特定非営利活動法人 12 団体中、聴覚障害者団体が 6 団体であり、その他の団体 54 団体中、19 団体が同様に聴覚障害者団体である。

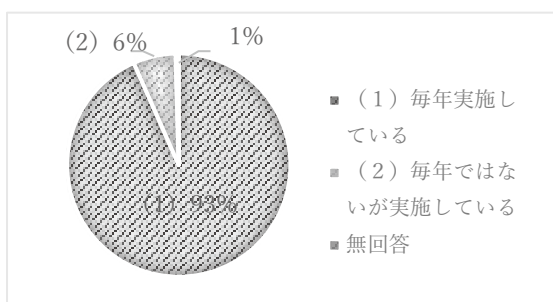
単独直営	1 0 3 (15.8%)
単独委託	3 1 5 (48.4%)
単独補助	1 7 (2.6%)
複数直営	2 2 (3.4%)
複数委託	1 8 7 (28.7%)
複数補助	4 (0.6%)
無回答	3 (0.5%)

以上の結果から、523 自治体中に委託先を聴覚障害者団体とする回答は 283 団体となり、割合は約 54% となる。

半数以上が聴覚障害者団体となり、講師を担当するだけでなく運営に於いても直接的に聴覚障害者団体が手話奉仕員養成事業を担っている部分が多いことが分かる。

ただし、社会福祉協議会への委託が 26% 程度あり、その場合、運営に聴覚障害者の意見がどの程度、反映されているのかは懸念されるところであろう。

### 1-3 実施方法 651



#### 毎年実施の場合の実施内容

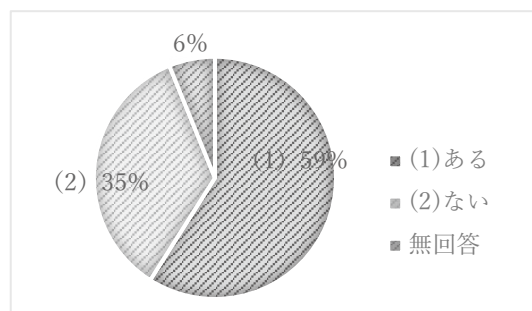
2 課程（入門・基礎）を実施	3 5 6 (58.6%)
入門、基礎の隔年実施	2 0 6 (33.9%)
独自カリキュラム実施	3 6 (5.9%)
無回答	1 0 (1.6%)

#### 1-4 実施会場ヶ所数 651

	入門課程	基礎課程
1ヶ所	536 (82.3%)	526 (80.8%)
2ヶ所	60 (9.2%)	58 (8.9%)
3ヶ所以上	34 (5.2%)	29 (4.5%)
0ヶ所	4 (0.6%)	9 (1.3%)
無回答	17 (2.6%)	29 (4.5%)

#### 1-5 講師の条件の有無 651

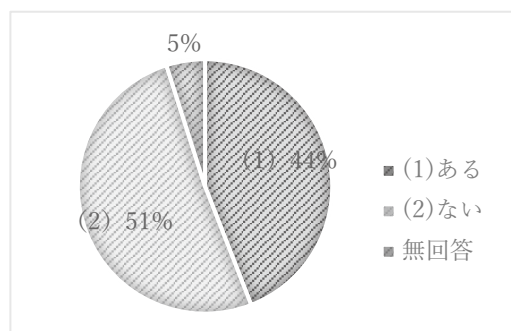
課題としては、ろう講師の聴覚障害者団体の推薦や会員であることが条件である場合では、手話の表現には問題が無くても手話を教える技術に課題が残る場合があろう。同様に聞こえる講師の場合も、手話関係の資格試験の合格が講師の条件の時は、手話の能力に問題が無くても、手話を教える技術の能力は保証されているわけではないという課題が残る。



このような課題の解決には、講師の資格制度の創設や研修会への参加が講師の条件となることが必要であろう。特に全国手話研修センター主催の研修会は、全国規模であり全国的に統一した、手話を教えるための技術のポイントが学べるなど、その果たす役割は大きいと言えよう。また、資格制度を創設するためには、地域の現状を踏まえたうえで、今後の課題として全日本ろうあ連盟をはじめ、関係団体の協議が必須である。

#### 1-6 講師団の有無 651

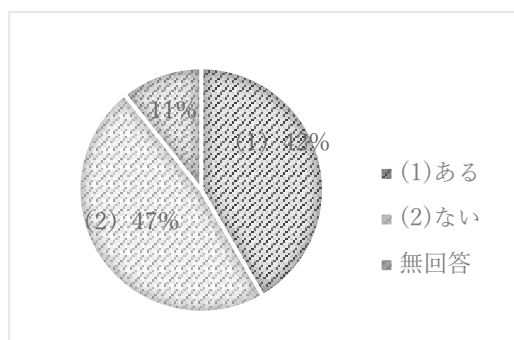
講師団がある自治体と、講師団がない自治体がほぼ半数である。講師団があることで、講師同士の切磋琢磨や、相互支援などが考えられるが、約半数しか設置していないという状況は、不十分であると考えられる。



#### 講師団の構成 287

	ろう講師	聞こえる講師
1人～2人	54 (18.8%)	29 (10.1%)
3人～5人	99 (34.5%)	99 (34.5%)
6人～10人	76 (26.5%)	70 (24.4%)
11人～20人	19 (6.6%)	35 (12.2%)
21人以上	18 (6.3%)	19 (6.6%)
0人	1 (0.3%)	7 (2.4%)
無回答	20 (7.0%)	28 (9.8%)

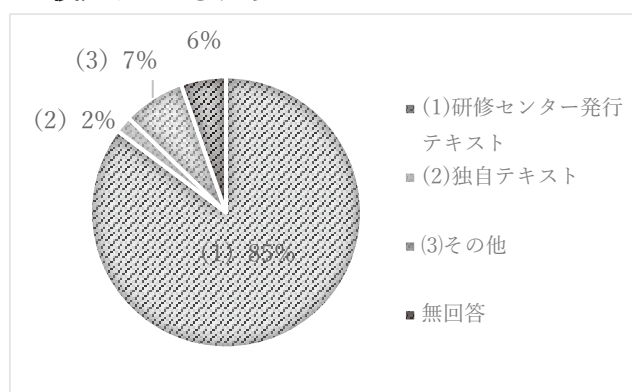
### 1-7 講師団の研修の有無 651



### 講師の研修内容(複数回答) 375

全国手話研修センター連続講座	131 (34.9%)
都道府県等の講師研修会	164 (43.7%)
自主的な講師研修会	77 (20.5%)
無回答	3 (0.8%)

### 1-8 使用しているテキスト 651



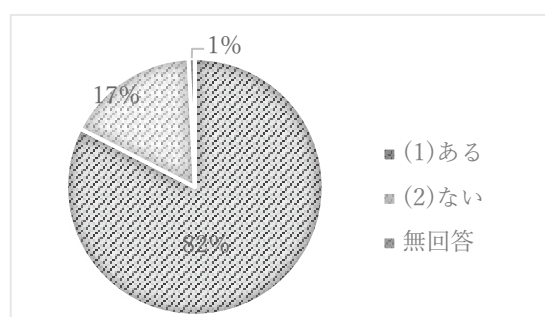
全国手話研修センター発行テキスト	555 (85.3%)
独自テキスト	13 (2.0%)
その他	48 (7.3%)
無回答	35 (5.4%)

### 1-9 自治体からの受講者への補助の有無 651

自治体から受講者への補助は、ほとんど行われていない（6%程度）。内容はテキスト代が多いが、コロナ禍ということで、フェイスシールドやマスクなどを補助している自治体があった。

### 1-10 講座受講条件の有無 651

受講条件の多くは、自治体への在住・勤務である。その他に年齢による条件を設けている自治体もある。多くは高校生以上であるが、小中学生の受講も認めるが、保護者同伴などを求める自治体もある。また、手話奉仕員として活動する意思のある人や、初めて手話を学ぶ人に限定する自治体もある。

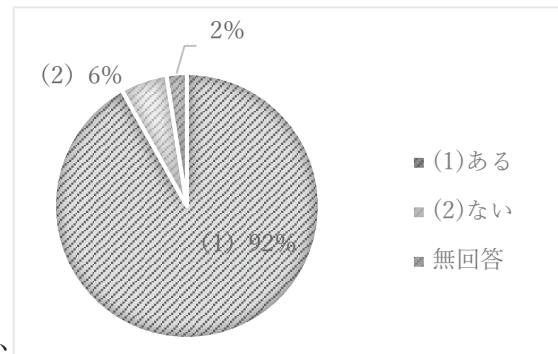


### 1-11 講座修了条件の有無 651

修了する条件を多くの自治体が設けているが、そのほとんどは出席率である。80%以上の出席率という自治体が多く、70%などもある。全出席を求める自治体も少数だがある。

一方で、手話奉仕員養成課程修了条件に手話奉仕員養成カリキュラムの基礎課程到達目標「相手の手話が理解でき、特定の聴覚障害者とならば、手話で日常会話が可能なレベル」に到達しているかどうかを条件としている自治体はない。

また、修了者を対象にレベルアップ講座を実施する自治体もあり、奉仕員養成講座修了時の受講者の手話の能力をどのような方法で確認し、必要であるならば別の講座を準備するなどの方法も含めて、手話通訳者養成講座の受講に繋げるかは、今後の重要な課題である。



### 1-12 手話通訳者養成講座に入るための講座実施 651

目的は通訳者養成講座を受講する奉仕員養成講座修了者のレベルアップ、もしくは通訳者養成講座の開講までのつなぎという側面も考えられるが、通訳者養成講座の立場から、奉仕員養成講座修了者へのアプローチもあり、この点は通訳者養成講座のアンケート分析で触れている。

実施している	172 (26.4%)
実施していない	469 (72.0%)
無回答	10 (1.5%)

## 2. 手話奉仕員養成事業実施にあたっての課題（複数回答）2,250 無回答 24

回答数の多い順に並び替え（回答数：事業実施団体 651）

1 若い受講者が少ない	387	59%
2 受講者が少ない	321	49%
3 手話通訳者養成講座を受講する手話奉仕員養成講座修了者が少ない	289	44%
4 奉仕員養成講座を修了しても通訳者養成講座を受講できる手話でのコミュニケーション力が習得できない	286	44%
5 実技を担当する講師が高齢化している	247	38%
6 実技を担当する講師が少ない	238	37%
7 講師の力量差が大きいので講師講習会の充実が必要	137	21%
8 養成事業実施担当者の負担が大きい	110	17%
9 その他	102	16%
10 講義編講師を探すのが大変	71	11%
11 予算の関係で開催場所を増やせない	38	6%



まとめの中でも述べたが、奉仕員養成講座の課題としては①受講者についての課題 ②講師についての課題 ③カリキュラムについての課題と3点に大別して考えられる。

3の「手話通訳者養成講座を受講する修了者が少ない」という課題と4の「手話通訳者養成講座を受講するレベルの手話でのコミュニケーション能力が身につかない」という課題とは、受講者の受講目的と講座の目的そのものがずれていることが要因の一つである可能性がある。

主催する自治体としては、手話奉仕員養成講座を修了した受講者に手話通訳者養成講座を引き続き受講して貰い、ひいては手話通訳者として地域の意思疎通支援事業を担って欲しいという目算であろうが、実態としては手話を学びたいとは思っても、手話奉仕員養成講座修了後に、手話サークル活動だけを行いたい受講者や、年齢的に手話通訳者養成講座を修了した後に、通訳者としての活動が難しい受講者も手話奉仕員養成講座受講者に多く含まれているのではないだろうか。この点については、調査に不十分な点があり、手話通訳者養成講座を受講しなかった場合に、地域でろう者などどのように関わり、手話を活用できているのかなどの追加調査が必要になろう。また、手話奉仕員、手話通訳者の地域における役割の明確化と同時にそれぞれの養成講座の連携のあり方等の検討も必要だと思われる。

この課題は、現在の手話奉仕員養成講座と手話通訳者養成講座の二本立てという講座の構成の課題であり、カリキュラムの課題ともなっている。

一方で、手話通訳者養成講座の受講を希望しながら、必要なレベルの手話でのコミュニケーション力が身についていない、という課題は受講者の課題であると同時に、受講者を指導する講師の側の課題でもある。

また、講師の課題としては、実技を担当する講師が高齢化している、を指摘する割合が38%、実技を担当する講師が少ない、を指摘する割合が37% 講師の力量差が大きいので講師講習会の充実が必要、を指摘する割合が21%である。高齢化が受講者、講師共通の課題であることが分かる。

その他として、自由記述では「講師養成講座が遠くて参加しにくい。オンラインでの開催を検討してほしい」「コロナ禍で受講者が減少。安全に開講するために苦悩している」「受講者の受講目的が多様、目的別の講座開講がよいのでは」などの記述がみられた。

### 3. 厚生労働省カリキュラムについて

#### 1-1 カリキュラムについて（複数回答）691

①内容、時間等これでよい。	509	73%
②内容（講義・実技）を修正すべき	93	14%
③時間数（講義・実技）を修正すべき	65	9%

カリキュラムについては70%以上の自治体が、内容、時間等に問題はないという回答であるが、14%程度の自治体からは、内容（講義・実技）に修正が必要であるという回答がされており、9%程度の自治体からは時間数（講義・実技）を修正すべきであるという回答があった。

これまで見てきたように、制度としての手話奉仕員養成講座が定着する一方で、多くの課題を抱えている現状を考えると、カリキュラムそのものの修正が必要であるかどうかは、重要な検討材料であると思われる。

以下に主な修正が必要だとする自由記述を紹介する。

## ②内容を修正すべき

### ・講義について

ろう教育について入れるとよい。聴覚障害者、手話学習者についての環境が変化しているの、最新の情報が欲しい。長時間の講義編を担当できるろう者が少ないので、実技編と一緒によい。一回目の講義は『ろう者の生活』がよい。

DVD「私の大切な家族」はよい内容だが、福祉制度など、内容が古くなっている。『ことばの仕組み（音声・手話）』を奉仕員で実施する。社協や障害福祉課の見学なども入れてほしい。

### ・実技について

到達目標が達成できるカリキュラムが必要。講師の手話を見るところから出発すべき。ろう者との会話が不足。DVDに単元テストを入れてはどうか。地域の手話が教えるにくい。1, 2講座を身振りではなく、手話の文法（CLなど）を教えるべき。入門から基礎に移ると難易度が急に上がる。手話劇などソーシャルディスタンスがとりにくいので、別教材がほしい。24・25講座は身についていない。

そのほか、具体的なテキストの内容についての指摘が多い。

## ③時間数について

### ・講義について

週一回では一年で終わらない。一年間で終わるスケジュールに変更希望。

「手話の基礎知識」は2時間必要。「聴覚障害者の生活」だけでは理解が足りない。入門の時間は22回に増えてよかった。入門編と講義編を分けて開講してほしい。DVDを作成し、各自で視聴し、レポートを提出する方法に変更してほしい。

### ・実技について

規定の時間数では十分に時間がかけられない。指文字を各講座に分散してほしい。基礎編の時間数を増やしてほしい。入門編から文法を教えることにして全35回程度にして、1年間で終わるようにしてほしい。奉仕員養成と通訳者養成に差があり、到達目標に達しない。一回の講習時間を90分→120分にしてほしい。時間数が足りないので、2倍程度に増やしてほしい。

具体的な講座内容に基づいて時間を修正してほしいという意見が多い。

## (2) 手話通訳者養成事業

回収数：536 (30.0%) 有効回答数：521 (29.1%)

### まとめ

手話通訳者養成講座のアンケート結果より、まず確認できることは、手話通訳者養成事業が回答した都道府県、政令指定都市、中核市 93 自治体中、83 自治体で実施されており、実施率は約 89%であり、地域に定着しているということである。一方で他の市町村を加えた場合は、実施率は約 28%となり、手話奉仕員養成事業の実施率 77%とあわせて考えれば、市町村における手話奉仕員養成事業、都道府県、政令指定都市、中核市における手話通訳者養成事業というように棲み分けされて、各自治体に定着しているという実態である（両事業を実施している自治体もある）。

一方で、手話奉仕員養成事業の分析・考察でも述べたように、手話通訳者養成事業においても課題があることが確認される。課題としては、①受講者の課題 ②講師の課題 ③カリキュラム・テキスト・DVDの課題と大別して考えることができる。

受講者の課題としては、手話奉仕員養成事業における課題と同様に考えることができるが、「若い受講者が少ない」「活動できる登録手話通訳者が少ない」など、自治体における登録手話通訳制度を担う人材を養成する面で、課題があることが明らかになったと言えよう。

また、講師の課題では、手話奉仕員養成講座よりも支援技術や場面通訳、ロールプレイ、現場実習など、より広範囲の内容を含む手話通訳者養成講座においては、講師の条件や講師団の有無など、手話奉仕員養成課程よりもそれぞれに有の回答が増えて、各地域に於いて対応がなされていることがうかがえるが、研修がない自治体の方がある自治体を 5 ポイント上回るなど、課題が残されていることもあきらかである。

今後の課題として、先に述べたように、より広範囲の学習が求められる手話通訳者養成講座において、手話通訳者を養成するための、全国レベルの技術習得が可能となる全国手話研修センター主催の養成担当講師連続講座の受講の推進や講師資格制度の創設などが考えられよう。講師資格制度の創設に関しては、全日本ろうあ連盟を中心に、関係団体との協議が必須である。

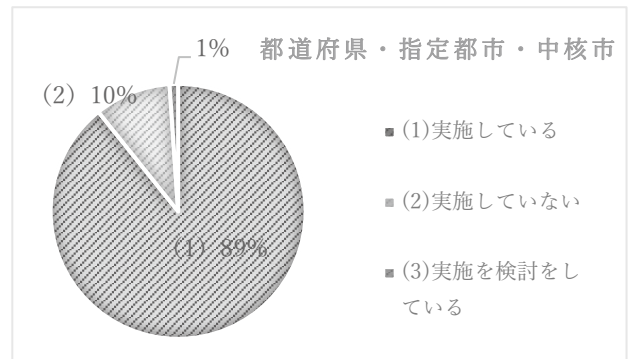
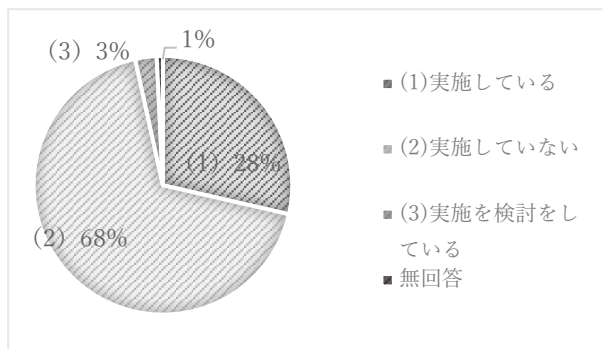
カリキュラム・テキスト・DVDについても、手話奉仕員養成講座に比べて、課題を感じている自治体が多い。これらもより専門的・実践的な内容に進化しているために、より課題が生じているとも言えるし、「テレビ放送等の手話通訳、遠隔手話通訳、電話リレーサービスの手話通訳等の養成が不十分である」とする自治体が 30%を越えるなど、多様化する通訳現場への対応が求められているとも言い得よう。

こうした課題を克服するために、手話奉仕員養成講座の総評でも述べたが、全国手話研修センターが全国的な手話学習の体系化に果たしてきた役割が大きいと共に、今後もその中心的な役割を果たすことが求められる。全国手話研修センターでは、テキスト・DVDを制作、手話通訳者全国统一試験主催団体への問題提供、厚生労働省委託事業の養成担当講師連続講座を主催しており、テキスト・DVD等教材の課題、受講者の課題、講師の課題を総合的に向上させることが重要である。

## 1. 手話通訳者養成事業の実施状況

### 1-1 実施状況 521

手話通訳者養成事業の実施率は約 28%だが、この値は市町村を含めての値である。手話通訳者養成事業は都道府県、政令指定都市、中核市の事業であり、市町村での実施が少ないためにこの数字になっているものと思われる。都道府県、政令指定都市、中核市に限れば、回答した 93 自治体中 83 自治体で実施されており、実施率は約 89%である。



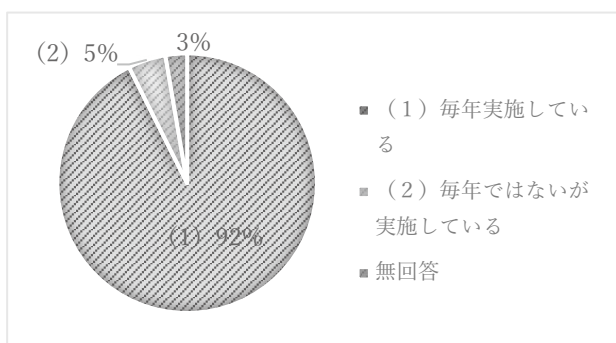
### 1-2 事業実施主体 149

委託が 80%を越えているが、委託先については 120 となり、聴覚障害者団体が 45 で約 38%となる。

社会福祉法人 28 団体のうち 18 団体が聴覚障害者団体であり、同様に身体障害者団体 3 は全て聴覚障害者団体である。NPO 5 団体も全て聴覚障害者団体、その他の団体 11 のうち、3 団体が聴覚障害者団体である。最終的に委託先の約 62%が聴覚障害者団体である。

単独直営	20 (13.4%)
単独委託	120 (80.5%)
無回答	9 (6.0%)

### 1-3 実施方法 149



### 毎年実施の場合の実施内容 138

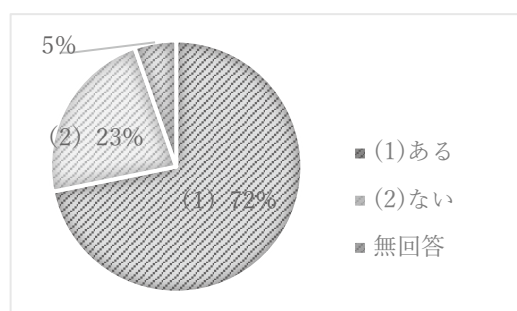
3 課程を実施	65 (47.1%)
3 課程のうち 1 課程実施	14 (10.1%)
その他	44 (31.9%)
独自カリキュラム実施	11 (8.0%)
無回答	4 (2.9%)

#### 1-4 実施会場ヶ所数 149

	基本課程	応用課程	実践課程
1ヶ所	102 (68.5%)	96 (64.4%)	87 (58.4%)
2ヶ所	26 (17.4%)	21 (14.1%)	9 (6.0%)
3ヶ所以上	9 (6.0%)	8 (5.4%)	5 (3.4%)
0ヶ所	0	1 (0.7%)	6 (4.0%)
無回答	12 (8.1%)	23 (15.4%)	42 (28.2%)

#### 1-5 講師の条件の有無 149

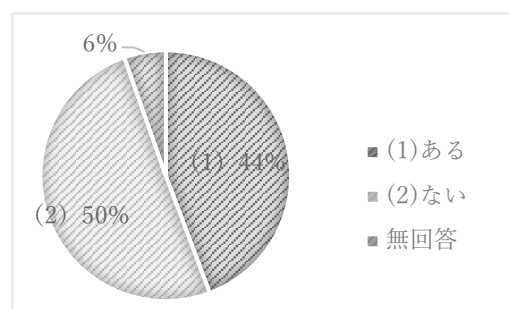
講師になる条件があるのが約72%である。奉仕員養成講座の場合が約60%であるのと比べて、10%以上多い。より専門的な内容が求められているために、条件を課す自治体が増えていると考えられる。手話通訳者養成講座講師の方が、手話奉仕員養成講座よりも講師となる条件がある自治体の割合が高いが、団体の推薦や資格試験合格など、講習会の受講が条件でない場合には、手話を教える技術が保証されないという課題は、手話奉仕員養成講座の場合と同様である。



今後の課題としては講師資格制度の創設や、全国手話研修センター主催養成担当講師連続講座の受講を条件に加える等が考えられる。同講座の受講者数には、現状では開催地となった都道府県と他の都道府県との間に地域格差が見られ、よりきめ細かく開催する必要がある。

#### 1-6 講師団の有無 149

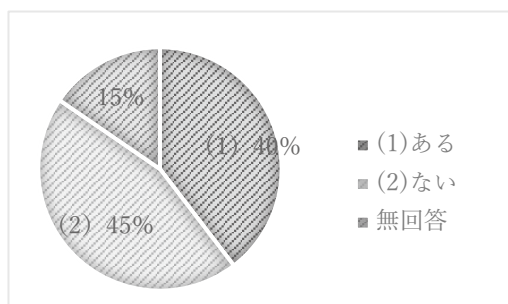
講師団がない自治体が50%でやや多く、割合としては手話奉仕員養成講座よりもやや多い。講師団は手話を教える技術の修得、講座における多様な課題の解決等のために、ぜひ必要だと考えられるが、その重要性は十分に認識されていない。今後の課題の一つである。



## 講師団の構成 66

	ろう講師	聞こえる講師
1人～2人	10 (15.2%)	9 (13.6%)
3人～5人	18 (27.3%)	14 (21.2%)
6人～10人	22 (33.3%)	20 (30.3%)
11人～20人	5 (7.6%)	10 (15.2%)
21人以上	2 (3.0%)	1 (1.5%)
0人	0	3 (4.5%)
無回答	9 (13.6%)	9 (13.6%)

## 1-7 講師団の研修の有無 149



奉仕員養成講座の研修の内容と比較すると、通訳者養成講座のほうが、より専門性が高いため、都道府県主催の講座や独自の講座よりも全国手話研修センター主催の講座を受講する傾向があると考えられる。

## 講師の研修内容(複数回答) 84

全国手話研修センター連続講座	35 (41.7%)
都道府県等の講師研修会	26 (30.9%)
自主的な講師研修会	20 (23.8%)
無回答	3 (3.6%)

## 1-8 コミュニケーション能力評価の有無 149

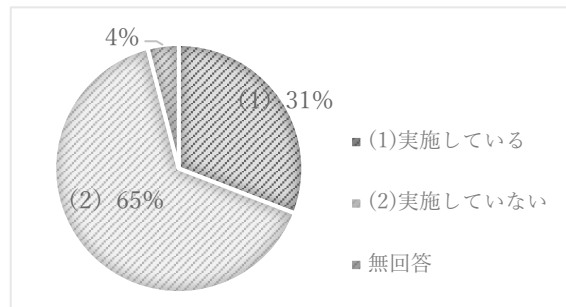
受講の際に、コミュニケーション能力の試験を行なう自治体が57%で6割に近いが、その実態までは明らかではない。例えば、どのような試験方法なのか、合格率はどの程度かなどは追加調査が必要かと思われる。その他に、手話サークル等の活動をコミュニケーション能力の評価としている自治体が約10%ある。

試験実施	85 (57.0%)
全国手話検定試験	4 (2.7%)
手話サークル等の活動	15 (10.1%)
評価なし	37 (24.8%)
無回答	8 (5.4%)

また、全国手話検定試験の合格をコミュニケーション能力の評価としている自治体は4団体のみである。通訳者養成講座に入るための手話コミュニケーション能力を、どのような方法で評価するかは今後の課題であり、全国手話検定試験等の活用も含めて検討が必要である。

### 1-9 手話通訳者養成講座に入るため、奉仕員修了者への講座実施について 149

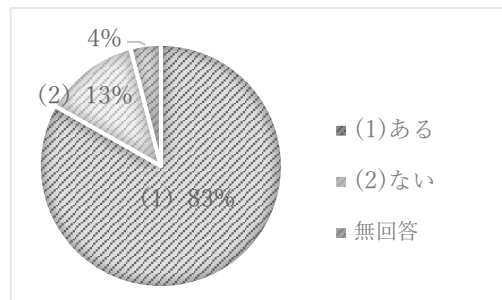
講座の目的は大きく分けて、2種類あると推測される。①奉仕員養成講座修了者の手話でのコミュニケーション能力が不足しているために、通訳者養成講座受講前にレベルアップを図る。②奉仕員養成講座の終了と通訳者養成講座の開講時期がずれるために、その空白を埋めるために行なう、という2種類である。



追加調査で10の自治体をピックアップしたところ、全て①を目的とするという回答であった。追加調査の母数が少ないため断言はできないが、レベルアップ講座の多くは、単に日程的な空白期間を埋めるためというより、手話奉仕員養成講座から手話通訳者養成講座を受講する際に、手話のコミュニケーション能力を補う目的で開講されていると考えられる。

### 1-10 通訳者養成講座修了者に対する登録試験の有無 149

登録通訳制度への登録試験がある自治体が約83%であり、そのうち約70%が、手話通訳者全国统一試験を利用している。実際には、手話通訳者全国统一試験は46都道府県で実施されており、同試験の利用が70%にとどまるというのは、同試験と登録通訳者制度がリンクしていない自治体があることを意味しているだろう。また、独自試験を行なう自治体も約30%あるが、手話通訳者全国统一試験に加えて、独自試験を実施している自治体もあると思われる。

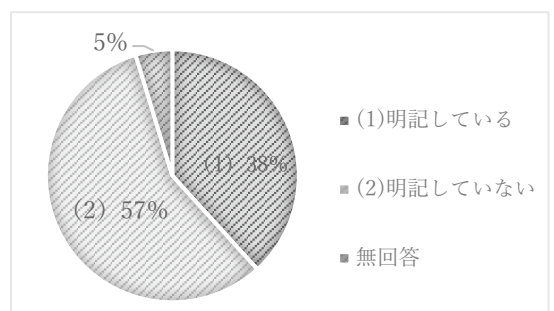


#### 試験がある場合の内容 124

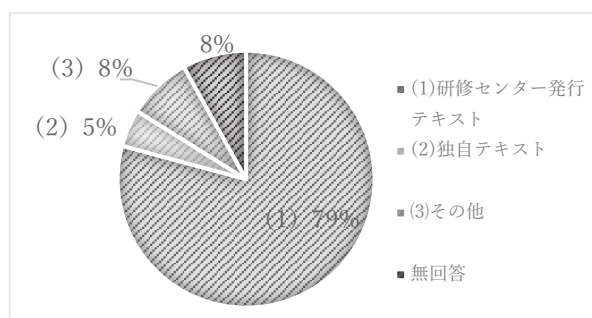
手話通訳者 全国统一試験	86 (69.4%)
独自試験	37 (29.8%)
無回答	1 (0.8%)

### 1-11 障害福祉計画(令和3年～5年)における手話通訳者養成者数の明記について 149

明記している自治体が約38%で、明記していない自治体が約57%である。数値目標を設定するという意味では、明記されることが望ましいと思われるが、達成可能な数値であるかなど、課題はあると思われる。



## 1-12 使用しているテキスト 149



全国手話研修センター発行テキスト	118 (79.2%)
独自テキスト	7 (4.7%)
その他	12 (8.0%)
無回答	12 (8.0%)

## 1-13 自治体からの受講者への補助の有無 149

自治体から、受講者への直接的な補助は6%であり、内容もテキスト代、全国统一試験受験料、研修補助などである。個人の資格試験（手話通訳者全国统一試験）とも結びついているため、直接的な公費補助は難しいという判断かも知れないが、手話通訳設置や意思疎通支援事業は自治体の業務であり、その担い手である手話通訳者養成講座の受講者への補助は、検討されてよい。

## 2. 手話通訳者養成事業実施にあたっての課題（複数回答）716 無回答 7

回答数の多い順に並び替え（回答数：事業実施団体 149）

1 若い受講者が少ない	106	71%
2 通訳者養成講座を修了しても通訳者登録試験（統一試験）の合格レベルの通訳力が習得できない	84	56%
3 活動できる登録手話通訳者が少ない	81	54%
4 実技を担当する講師が少ない	79	53%
5 受講者が少ない	76	51%
6 実技を担当する講師が高齢化している	74	50%
7 テレビ放送等の手話通訳、遠隔手話通訳、電話リレーサービスの手話通訳等の養成が不十分である	53	36%
8 講師の力量差が大きいため講師講習会の充実が必要	48	32%
9 通訳者養成講座に連動させた現任研修のカリキュラム、教材等が不十分	34	23%
10 予算の関係で開催箇所を増やせない	32	21%
11 講義編の講師を探すのが大変	26	17%
12 その他		

奉仕員養成課程の充実。

コロナの影響で途中中止になり、受講生の力の差が大きくなった。

講師一人一人の技量を高める研修が必要。

オンライン通訳を想定した研修を実施してほしい。

登録試験合格者が少なく費用対効果が問われる。



50%以上の自治体が課題としてあげているのは「若い受講者が少ない」、「通訳者養成講座を修了しても通訳者登録試験（統一試験）の合格レベルの通訳力が習得できない」「活動できる登録手話通訳者が少ない」「実技を担当する講師が少ない」「受講者が少ない」「実技を担当する講師が高齢化している」の各項目である。特に「若い受講者が少ない」は70%以上の自治体が課題としてあげている。

これらの課題は手話奉仕員養成講座の課題とも連動しており、同講座でも最も多かった課題は「若い受講者が少ない」（59%）である。さらに、手話通訳者養成講座では、その割合が増加しており、より深刻化している。

また、「通訳者登録試験（統一試験）の合格レベルの通訳力が習得できない」という課題は、出口における課題であるが、手話奉仕員養成講座の課題では「通訳者養成講座を受講できる手話でのコミュニケーション力が習得できない」という課題が44%の自治体であげられている。これは手話通訳者養成講座から見れば、入り口での課題であり、入り口での課題を解消できないままに講座の修了を迎えている実態がうかがえる。

「手話通訳として活動できる通訳力が確保できない」という課題があれば、必然的に「活動できる手話通訳者が少ない」という課題にも結びつくであろうし、「若い受講者が少ない」という課題は、年齢的にも手話通訳を担うことができる人材の不足へとつながっていくことになる。

一方で、こうした課題は講師の側の課題でもあり、講師の側の人材の不足が「実技を担当する講師が少ない」（53%）、「実技を担当する講師が高齢化している」（50%）「講師の力量差が大きいので講師講習会の充実が必要」（32%）などの項目に表われている。

「テレビ放送等の手話通訳、遠隔手話通訳、電話リレーサービスの手話通訳等の養成が不十分である」（36%）は、カリキュラム、テキストにおいて、それぞれの作成時には、未だ一般的な通訳現場にはなっておらず、十分な配慮がなされていないことのあらわれであろう。この課題はカリキュラムに対する課題の自由記述なかにも見られるが、手話通訳者の基本的な養成カリキュラムの中で、変化している通訳現場の全てに対応することは困難であろう。

そうであれば、テレビ放送等の手話通訳、遠隔手話通訳、電話リレーサービス等への対応は、既に登録手話通訳者として活動している手話通訳者の現任研修等で、新たなカリキュラムを開発して行なうべきであろう。

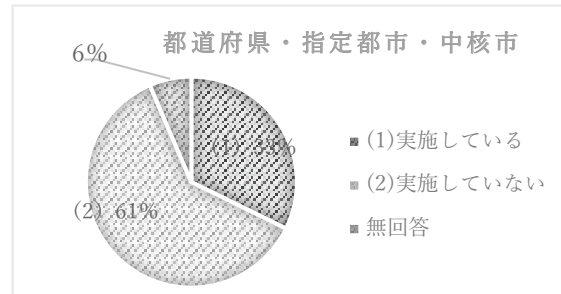
### 3. 都道府県・指定都市・中核市において意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業の実施

対象を都道府県、指定都市、中核都市（93自治体）に絞れば、実施している自治体数30は、33%になる。

具体的には、現任研修・養成研修、手話通訳者スキルアップ事業。認定試験・士試験対策事業などがあげられている。

531 うち回答 155

実施している	30 (19.3%)
実施していない	125 (80.6%)
無回答	376



### 4. 手話通訳者養成事業実施にあたっての工夫（複数回答） 267

- ①受講者を増やす工夫 74 28%
- ②技能を高める工夫 62 23%
- ③登録試験合格者を増やす工夫 72 27%
- ④その他 17 6%

それぞれの項目で30%弱の自治体なんらかの工夫をしていると回答している。

以下に、主な具体例を挙げる。

- ①地域への働きかけ。手話サークル会員にレベルアップ講座。奉仕員修了者に個別に案内。市報・HPに掲載。手話サークルに申込書送付。県内4～5カ所で開催。
- ②課題を動画撮影してもらい講師に送付。カリキュラムの見直しを毎年実施。家庭学習用課題。授業の工夫。地元ろう者との会話の時間。ろう者の参加。回数の増加。レベルアップ講座。など
- ③対策学習会。不合格者へのフィードバック。実践クラスの再受講を認める。テキストを3年で修了し4年目は試験対策。
- ④その他  
感染症対策としてオンライン授業。120分授業。サークル・ろう協との協力体制。など

### 5. 厚生労働省カリキュラム

#### 1-1 カリキュラムについて 回答自治体数 149 （複数回答） 170

- ①内容、時間等これでよい。 82 55%
- ②内容（講義・実技）を修正すべき 42 28%
- ③時間数（講義・実技）を修正すべき 31 21%

①の回答は55%であり、手話奉仕員養成事業の78%と比較して、カリキュラムに課題を感じている自治体が多いことが分かる。

以下、修正を行なうべきであるとする自由記述の主な内容を挙げる。

#### ②内容を修正すべき

##### ・講義について

テレビ通訳、遠隔通訳についての知識。健康管理。最新の情報。聴覚障害の基礎知識・手話の基礎知識は難しい。バイステックの七原則が入ったのはよい。専門講師を呼ぶ予算がない。通訳者としての倫理。機器利用。ソーシャルワークについて深く学びたい。DVD。

##### ・実技について

統一試験から要約がなくなったので、要約の学習をどうするか。通訳Ⅲが現任研修のようになっている。テレビ通訳・遠隔通訳に着いての学習。奉仕員と通訳者養成との間の連動。日本手話と日本が対応手話との違いについての学習。

専門的内容（職場 大学 学会 医療）を増やしてほしい。ロールプレイは社会福祉士の講義を入れてほしい。など

#### ③時間数を修正すべき

##### ・講義について

対人援助技術を学ぶ時間が少ない。手話通訳の理念と仕事・登録制度の概要を2時間にしてほしい。講義は120分にしている。事例検討・ロールプレイを講義として、留意点、理論、実践を入れる。ことばの仕組み（音声・手話言語）それぞれ2時間必要。厚労省のカリキュラムが旧テキストのまま。手話文法についての講義。など

##### ・実技について

国の養成時間数とテキストの講座数に差がある。Ⅲは時間や必要単位が少ない。時間数が少ない。1講座120分ほしい。通訳Ⅲは現場実習が多いが、コロナで実習が出来ない。通訳ⅠⅡはそれぞれ45時間程度に増やしてほしい。実技の時間数を増やしてほしい。

### 1-2 全国手話研修センター発行テキスト・DVDの評価 回答自治体数 149 （複数回答） 172

①これでよい	69	46%
②テキストについて修正	37	25%
③DVDについて修正	26	17%

回答自治体数の149のうち、69団体(46%)がテキスト、DVDに課題はないとするが、テキストについて25%、DVDについては17%の自治体が修正が必要だと述べている（無回答27%）。課題がないとする自治体が半数に満たないということは、手話通訳養成の現状とテキストの内容にずれが生じていることを表していると考えられる。

## 2. 登録手話通訳者アンケート調査報告

### はじめに

#### 1) 調査目的

本調査は、社会状況の変化、コミュニケーション環境の多様化などに伴い手話通訳ニーズの幅も広がり、それらの状況を踏まえた新しい手話通訳ニーズに応えられる手話通訳者等養成カリキュラムを検討するにあたり全国の登録手話通訳者の実態を把握することを目的とした。具体的には、登録手話通訳者の年齢や性別、職業、手話通訳者としての養成・登録試験、登録手話通訳者としての活動の状況を調査した。特に、手話通訳の依頼をどのように受けているのか、通訳は通じていると思うかなど手話通訳に関わる考え方や評価、意見なども明らかにすることにした。

#### 2) 調査方法

##### (1) 調査対象者

調査対象者は、現在の登録手話通訳者とした。基本的には、登録手話通訳者は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の意思疎通支援事業で手話通訳をするために各都道府県、市町村、またはその事業の委託団体等に登録されている手話通訳者をいう。しかし、登録手話通訳者は複数の自治体に登録していることあるため、各自治体等にアンケートを送付しても重複が多くでてしまう可能性がある。そのため、登録手話通訳者個人にアプローチすることにした。つまり、複数自治体で登録している人も1件だけの回答をお願いした。

全国の都道府県、市町村に対してアンケートの協力依頼を行うとともに、登録手話通訳者が参加していたり、つながりを持っている全国手話通訳問題研究会・都道府県支部、日本手話通訳士協会、および全日本ろうあ連盟・加盟団体、全国聴覚障害者情報提供施設協議会・各聴覚障害者情報提供施設を通じて、その会員や職員等で登録手話通訳者をしている人に対してアンケート調査の周知を依頼した。

##### (2) 調査方法

アンケートは、手話研修センターのホームページからもインターネットで(およびスマートフォンでも)回答できるようにした。また、手話研修センターからアンケート用紙の電子ファイルをダウンロードできるようにして、メールでの回答、およびそれを印刷したものをFAX・郵送してもらうことも可とした。多様な調査方法を取ることによって、WEB回答が苦手等といった登録手話通訳者の状況に応じて柔軟に対応できるように配慮した。

##### (3) 調査期間

調査期間は、2021年9月末から11月15日までの1ヶ月半とした。ただし、締切後にあった20件の回答は、集計結果に加えた。

##### (4) 回答結果

回答結果の合計は3113件であった。ただし、2重回答等があったため、有効回答は3107件であった。なお、この調査では、母数をはっきりしていないために回答率は出せない。しかし、調査結果にある登録自治体数等をもとに重複の登録を除いた結果としては、大半の登録手話通訳者から回答が得られたと推察される。

## 1. 回答者の状況

### 1) 回答者の居住地と性別、年代

回答は全都道府県から回答を得た。回答の多い都道府県から東京都 219、大阪府 164、北海道 154、埼玉県 153、兵庫県 139、静岡県 128、福岡県 126、愛知県 119、神奈川県 102 と続いた。政令市のある比較的に大きな大都市圏のある都道府県の回答が多い傾向にあったと言える。回答者の性別をみると、女性が 91.3%、男性が 7.8%であった。登録手話通訳者では女性が 9割と圧倒的に多いといえる。また、回答者の年齢をみると、50代 33%、60代 32.4%、40代が 18%、30歳以下が 5.5%、70代以上 11.1%であった。50代以上で 76.5%と 3/4、60代以上で 43.5%とほぼ半数を占めている。

#### 1-1 回答者の居住地

表1-1 住居都道府県 N=3102

	度数	有効%
<b>北海道</b>	<b>154</b>	<b>5.0</b>
青森県	42	1.4
岩手県	37	1.2
宮城県	40	1.3
秋田県	12	0.4
山形県	40	1.3
福島県	89	2.9
茨城県	19	0.6
栃木県	55	1.8
群馬県	34	1.1
<b>埼玉県</b>	<b>153</b>	<b>4.9</b>
千葉県	96	3.1
<b>東京都</b>	<b>219</b>	<b>7.1</b>
<b>神奈川県</b>	<b>102</b>	<b>3.3</b>
新潟県	67	2.2
富山県	17	0.5
石川県	27	0.9
福井県	20	0.6
山梨県	15	0.5
長野県	60	1.9
岐阜県	80	2.6
<b>静岡県</b>	<b>128</b>	<b>4.1</b>
<b>愛知県</b>	<b>119</b>	<b>3.8</b>
三重県	63	2.0
滋賀県	46	1.5
京都府	82	2.6
<b>大阪府</b>	<b>164</b>	<b>5.3</b>

<b>兵庫県</b>	<b>139</b>	<b>4.5</b>
奈良県	77	2.5
和歌山県	26	0.8
鳥取県	34	1.1
島根県	36	1.2
岡山県	68	2.2
広島県	90	2.9
山口県	48	1.5
徳島県	20	0.6
香川県	21	0.7
愛媛県	36	1.2
高知県	41	1.3
<b>福岡県</b>	<b>126</b>	<b>4.1</b>
佐賀県	33	1.1
長崎県	76	2.5
熊本県	53	1.7
大分県	74	2.4
宮崎県	40	1.3
鹿児島県	52	1.7
沖縄県	32	1.0
<b>合計</b>	<b>3102</b>	<b>100.0</b>

## 1-2 回答者の性別

表1-2 回答者の性別

	度数	有効%
男性	243	7.8
<b>女性</b>	<b>2830</b>	<b>91.3</b>
回答しない	25	0.8
合計	3098	100.0

## 1-3 年代(回答者の年齢)

表1-3 回答者の年代(回答者の年齢)

	度数	有効%
29歳まで	28	0.9
30～39歳	142	4.6
40～49歳	556	18.0
<b>50～59歳</b>	<b>1022</b>	<b>33.0</b>
<b>60～69歳</b>	<b>1004</b>	<b>32.4</b>
70歳以上	344	11.1
合計	3096	100.0

## 2) 回答者の職業・雇用形態

回答者の職業・雇用形態などをみると、「手話関連業務以外で仕事をしている」が44.5%、「手話関連業務で仕事をしている」は27.3%、「仕事をしていない（専業主婦・主夫を含む）」が28.3%であった。「手話関連業務以外で仕事をしている」が半数近くを占め最も多いが、「手話関連業務で仕事をしている人」、つまり、毎日手話に仕事で接していると想定される人が4分の1以上を占めており、想像以上に多い割合を占めている。また、「手話関連業務で仕事をしている人」の職場は「行政」が58.5%、「聴覚障害者団体」が8.8%、「社会福祉協議会」が8.2%、「情報提供施設」が6.7%などであった。また、手話関連業務で仕事をしている人の雇用形態をみると「非正規職」が86.6%であった。「手話関連業務以外で仕事をしている人」の仕事の分野をみると、「社会福祉分野」が30.5%、「社会福祉分野以外」が69.5%であった。またその具体的な職場をみると、「民間企業・事業者」が59.7%、「公的機関（公務員）」が21.8%であった。雇用形態をみると、「正規職」が46.0%、「非正規職」が54.0%であった。

また、「仕事をしていない」人は3割程度であり、手話通訳の依頼が病院や会議等、平日昼間に多いことを考えると、情報保障に十分とは言えない割合であると考えられる。そして、手話関連業務では6割が行政の仕事であり、手話関連業務以外でも公的機関（公務員）が2割を占めており、登録手話通訳者に占める行政や公務員の存在感が非常に高い。さらに、手話関連業務で仕事をしている人の8割以上、手話関連業務以外で仕事をしている人5割以上が非正規職であったことから、登録手話通訳者の活動は非正規職に大きく依存しているといえる。

## 1-4 回答者の職業・雇用形態

表1-4 回答者の職業

	度数	有効%
手話関連業務で仕事をしている	840	27.3
手話関連業務以外で仕事をしている	1371	44.5
仕事をしていない（専業主婦・主夫を含む）	871	28.3
合計	3082	100.0

#### 1-4-1 手話関連業務で仕事をしている人の職場

表1-4-1① 手話関連業務で仕事をしている人の職場

	度数	有効%
行政	486	58.5
情報提供施設	56	6.7
社会福祉協議会	68	8.2
聴覚障害者団体	73	8.8
他の障害者団体	20	2.4
その他	128	15.4
合計	831	100.0

#### 1-4-2 手話関連業務以外で仕事をしている人の仕事の分野

表1-4-2①手話関連業務以外で仕事をしている人の分野

	度数	有効%
社会福祉分野	403	30.5
社会福祉分野以外	919	69.5
合計	1322	100.0

表1-4-2② 手話関連業務以外で仕事をしている人の職場

	度数	有効%
民間企業・事業者	803	59.7
公的機関（公務員）	294	21.8
その他	249	18.5
合計	1346	100.0

## 2. 回答者の手話の学習、養成、登録試験、手話通訳士資格状況等

### 1) 手話の学習歴

手話の学習を始めて何年になるかを聞いた結果、5年毎に区切って整理したところ、「20-24年」が19.16%と最も多く、次いで、「25-29年」が14.61%、「15-19年」が13.89%、「10-14年」が14.02%であった。平均は22.15年であった（中央値20.0年、標準偏差10.9年）。

このように過半数の人が、手話の学習を始めてから登録手話通訳者として活動している現在まで20年以上の長年手話を学んでおり、ベテランの人が多くことがわかる。これは登録手話通訳者の年齢が相対的に高いことと整合する。

## 2-1 手話の学習歴

表2-1 手話の学習歴

	度数	有効%		度数	有効%
0-4年	38	1.25	35-39年	165	5.44
5-9年	334	11.02	40-44年	209	6.89
<b>10-14年</b>	<b>425</b>	<b>14.02</b>	45-49年	69	2.28
<b>15-19年</b>	<b>421</b>	<b>13.89</b>	50-54年	17	0.56
<b>20-24年</b>	<b>581</b>	<b>19.16</b>	55-59年	2	0.07
<b>25-29年</b>	<b>443</b>	<b>14.61</b>	60-64年	2	0.07
30-34年	325	10.72	80年	1	0.03
			合計	3032	100

## 2) 最初に手話の学習をした所と自治体の養成講座

最初に手話の学習をしたところ（単一回答）は「自治体の養成講座」が46.7%と最も多く、次いで、「手話サークル」が33.0%であった。

手話を学ぶために受講した養成講座（複数回答）については、「手話奉仕員養成講座」が70.2%、「手話通訳者養成講座」が70.3%であった。したがって、「手話奉仕員養成講座」と「手話通訳者養成講座」が登録手話通訳者になるきっかけとして重要や役割を果たしていることがわかった。

ここから、一般には、手話の学びはじめは手話サークルが主流だと思われるが、登録手話通訳者の調査では、自治体の養成講座で手話を学びはじめた人が半数近くを占めており、登録手話通訳者の養成に大きく貢献していることが確認できた。

## 2-2 手話の学習開始場所

表2-2 手話の学習開始講座・場所（単一回答）

	度数	有効%
<b>手話サークル</b>	<b>1019</b>	<b>33.0</b>
<b>自治体の養成講座</b>	<b>1444</b>	<b>46.7</b>
小中高の学校の授業や課外活動	44	1.4
大学・専門学校の社会福祉の授業	23	0.7
大学・専門学校の言語の授業	11	0.4
手話の本を使って	86	2.8
TVを見て	39	1.3
通信教育	9	0.3
家族や知り合いのろう者から個人的に	107	3.5
その他	310	10.0
合計	3092	100.0



## 2-3 手話奉仕員養成講座 手話通訳者養成講座の受講

表2-3 受講講座 複数回答可 N=3089

	度数	有効%
<b>手話奉仕員養成講座</b>	<b>2170</b>	<b>70.2</b>
<b>手話通訳者養成講座</b>	<b>2173</b>	<b>70.3</b>
上記1、2に該当しない講座	479	15.5
養成講座等は受講していない	175	5.7
わからない、覚えていない	53	1.7
合計	3089	100.0

### 3) 手話通訳者登録資格

手話通訳者登録資格について（複数登録している方は活動回数が最も多い自治体を想定、単一回答）は、「手話通訳者全国統一試験の合格（統一試験合格後地域試験合格者含む）」が44.0%、「都道府県、市町村または地域協会が独自に実施している試験の合格」が33.8%、「手話通訳士試験の合格」が13.8%、「上記1～3の試験を受けないで登録している」が6.2%であった。

ここから、統一試験合格者は半数以下で、地域の独自試験の合格者が33%と多いが、手話学習歴や登録手話通訳者の活動歴などを鑑みると、統一試験実施前および普及前の登録試験合格者が多くいると推測される。また、「手話通訳士試験合格により登録された者」も登録手話通訳者の資格として一定の役割を果たしてきていることがわかる。「資格のないまま登録している者」は約6%であり、ほとんどの登録手話通訳者は何らかの形で登録試験を受けて有資格者となっている状況が確認できた。

## 2-4 手話通訳者登録資格

表2-4-2① 手話通訳者登録資格

	度数	有効%
手話通訳者全国統一試験の合格（統一試験合格後地域試験合格者含む）	1349	44.0
都道府県、市町村または地域協会が独自に実施している試験の合格	1036	33.8
手話通訳士試験の合格	424	13.8
上記1～3の試験を受けないで登録している	191	6.2
その他	64	2.1
合計	3064	100.0

### 2-4-2 手話通訳者登録制度に対する考え

表2-4-2② 手話通訳者登録制度についての考え

	度数	有効%
現状の登録制度でよい	1548	50.9
現状の登録制度を変えたほうがよい	682	22.4
わからない	813	26.7
合計	3043	100.0

### 2-4-3 手話通訳者登録制度の変更についての考え

表2-4-3 手話通訳者登録制度の変更についての考え

	度数	有効%
すべて統一試験合格者にした方がよい	309	46.1
手話通訳士試験合格者にした方がよい	80	11.9
登録試験はなくした方がよい	44	6.6
その他	237	35.4
合計	670	100.0

#### 4) 手話通訳士資格

手話通訳士資格については、「手話通訳士資格を持っている」が26.1%、「手話通訳士資格を持っていない」が73.9%であった。登録手話通訳者の4分の3の人が手話通訳士資格を持っていないことがわかった。「手話通訳士試験合格者の受験回数」は、1回が24.9%、2回が29.9%、3回が16.8%、4回が8.4%と続いた。3回までに7割の人が合格しており、合格者の多くは年数をかけずに合格している。他方、1回で合格した人は4分の1しかなく、5回以上の人が2割を占めており、手話通訳士試験に合格するのはかなり難しいことが伺える。

手話通訳士資格を持っていない人に、手話通訳士資格を取得したいと考えているかを伺うと、「取得したい」が26.8%、「取得したいが、できないと思っている」が36.2%、「取得したいと思っていない」が37.0%であった。ここから手話通訳士資格の取得希望者は過半数を超えている。それと同時に諦めている人も多いことがわかる。

上記のように回答した理由を伺ったところ（単一回答）、「手話通訳技術の向上のため」が30.1%と手話通訳技術のレベルアップの意欲がうかがえる。一方で、「手話通訳士試験の内容が難しいため」が27.9%あり、試験の合格レベルの高さが認知されている。なお、「資格がなくても手話通訳はできるため」との回答も10.7%あり、記述回答の中に「必要性がない」という回答も少なくないことから、登録手話通訳者の中には手話通訳士レベルの知識やスキルを必要としないと考える人が一定数あることが推測される。

手話通訳士資格を持っていない人に、実際に手話通訳士試験を過去に受験したことがあるか伺ったところ、「過去に受験したことがある」が32.0%、「過去に受験したことはない」が68.0%であった。

以上のことから、手話通訳士資格を持つ人は3割弱、持っていない人で手話通訳士資格を取得したいと思っている人も3割程度で、実際に受験をしている人も3割程度であった。手話通訳をしているのであれば取得したい資格だと思われるが、手話通訳士資格は難しく、受験を何度かしなければならぬ覚悟が必要なのだろうと思われる。

### 2-5-1 手話通訳士資格の有無

表2-5-1① 手話通訳士資格の有無

	度数	有効%
手話通訳士資格を持っている	805	26.1
手話通訳士資格を持っていない	2285	73.9
合計	3090	100.0

表2-5-1② 手話通訳士資格合格者の受験回数

受験回数	度数	有効%
1	196	24.9
2	236	29.9
3	132	16.8
4	66	8.4
5~10	129	16.3
11~20	17	2.2
21~29	12	1.5
合計	788	100.0

2-5-2① 手話通訳士未取得者 取得希望

表2-5-2①手話通訳士資格未取得者の士資格の取得希望

	度数	有効%
取得したい	603	26.8
取得したいと思っていない	833	37.0
取得したいができないと思っている	816	36.2
合計	2252	100.0

表2-5-2② 手話通訳資格未取得者・回答理由(単一回答)

	度数	有効%
手話通訳技術の向上のため	528	30.1
手話通訳者として働きたいため	97	5.5
聴覚障害者福祉の分野で働きたいため	27	1.5
今以上の手話通訳技術は必要ないため	20	1.1
資格がなくても手話通訳はできるため	187	10.7
手話通訳士試験の内容が難しいため	489	27.9
手話通訳士試験受験のための経費がかかるため	92	5.2
その他	314	17.9
合計	1754	100.0

2-5-2③ 手話通訳士未取得者 受験経験

表2-5-2③ 手話通訳士資格未取得者の手話通訳士試験の受験経験

	度数	有効%
過去に受験したことがある	709	32.0
過去に受験したことはない	1507	68.0
合計	2216	100.0

表2-5-2④ 手話通訳資格未取得者・受験回数

受験回数	度数	有効%
1	231	33.3
2	166	23.9
3	96	13.8
4	68	9.8
5	49	7.1
6~10	77	11.1
11~15	7	1.0
合計	694	100.0

### 3. 登録手話通訳活動の状況

#### 1) 登録手話通訳活動の有無と活動歴

登録手話通訳者として実際に1年に1回以上「活動している」人が88.5%、「活動していない」人が11.5%であった。登録はしていても活動をしていない人が1割程度いた。これは実際に手話通訳依頼がない場合もあるだろうし、また、後で見るように手話通訳依頼をどう受けるかにもよるものと思われる。

登録手話通訳活動をしている方に、登録手話通訳者として活動して何年になるかを伺ったところ、平均年数は13.8年であった。5年ごとにみると、活動歴5年未満が最も多く25.5%、6~10年が21.6%、11~15年が16.3%、16~20年が14.8%となっている。21年以上は約20%であった。5年未満が最も多いが、過半数が10年以上であり、経験者が多いことがわかる。手話学習年数の平均が22.1年であり、その差は8.3年であった。

#### 3-1 登録手話通訳者の活動状況

表3-1 登録手話通訳者としての活動1年に1回以上

	度数	有効%
活動している	2741	88.5
活動していない	356	11.5
合計	3097	100.0

#### 3-2 登録手話通訳活動の活動歴

表3-2 登録手話通訳活動年数

	度数	有効%
<b>1-5年</b>	<b>667</b>	<b>25.5</b>
<b>6-10年</b>	<b>566</b>	<b>21.6</b>
<b>11-15年</b>	<b>426</b>	<b>16.3</b>
<b>16-20年</b>	<b>387</b>	<b>14.8</b>
21-25年	228	8.7

26-30年	183	7.0
31-35年	72	2.8
36-40年	69	2.6
41年以上	23	0.9
合計	2,621	100.0

## 2) 登録先の自治体

登録手話通訳の登録先は「単独の自治体」に登録している人が40%、「複数の自治体」に登録している人が60%であった。ここから、半数以上の人が複数の自治体に登録していることがわかる。単独の自治体に登録している人の内訳は、都道府県が32.3%、市町村が67.7%であった。市町村に登録している人が多いことがわかる。他方、複数に登録している人は、都道府県と市町村が92.4%、複数の市町村が7.6%であった。都道府県と市町村の組み合わせで登録している人がほとんどを占めていることがわかる。また、一人の手話通訳者が登録している自治体の数は、2つが61.9%で最も多く、3つが22.1%、4つが7.7%、5つが4.1%となっている。3つ以上の登録をしている人が38.1%と約4割もおり、派遣調整や健康管理などの問題について慎重な検討が必要である。

### 3-3 登録先

表3-3① 登録手話通訳者の登録先

	度数	有効%
単独の自治体（情報提供施設等団体を含む）	1090	40.0
複数の自治体	1638	60.0
合計	2728	100.0

表3-3② 登録手話通訳者の登録先単独の自治体の場合

	度数	有効%
都道府県	338	32.3
市町村	708	67.7
合計	1046	100.0

表3-3③ 登録手話通訳者の登録先複数の自治体の場合

	度数	有効%
都道府県と市町村	1508	92.4
複数の市町村	124	7.6
合計	1632	100.0

表3-3④ 登録手話通訳者の登録先(複数)自治体数

	度数	有効%
<u>2</u>	<u>784</u>	<u>61.9</u>
<u>3</u>	<u>280</u>	<u>22.1</u>
4	97	7.7
5	52	4.1
6以上	54	4.4
合計	1267	100.0

### 3) 登録の身分と頸肩腕検診等

登録手話通訳者としての身分保障について伺ったところ（単一回答）、「ボランティアで事故等に対応する保険に登録手続きの一環で制度として加入している」が40.6%で最も多く、「わからない」と回答した人が35.1%となっている。「地方公務員法に基づく特別職」は6.8%、「社会福祉協議会等の臨時職員」は3.1%であった。身分保障のある職員として位置付けている自治体は約1割とかなり少なく、ボランティアの位置づけであり、また、どのような位置づけで活動しているのかも周知されていない人も多い。

頸肩腕検診の受診状況（単一回答）は、頸肩腕検診を「公費で受診している」人は51.5%、「自費で受診している」人は0.6%、「受診していない」と回答した人は48.0%となっている。頸肩腕検診の受診をしていない人の健康管理の問題が危惧される。公費受診のうち、「全額公費負担」が98.1%、「一部自己負担」が1.9%であった。受診をしている場合はほとんどの自治体が検診にかかる費用は公費としていることが分かる。

#### 3-4 登録手話通訳者としての身分保障

表3-4 登録手話通訳者としての身分保障

	度数	有効%
地方公務員法第3条第3項3に基づく特別職	175	6.8
社会福祉協議会等の臨時職員	81	3.1
<b>ボランティアで事故等に対応する保険に登録手続きの一環で制度として加入している</b>	<b>1045</b>	<b>40.6</b>
ボランティアで、事故等に対応する保険に加入していない（個人的に加入する場合を含む）	118	4.6
その他	253	9.8
<b>わからない</b>	<b>903</b>	<b>35.1</b>
合計	2575	100.0

#### 3-6 頸肩腕検診の受診状況

表3-6① 頸肩腕検診の受診

	度数	有効%
<b>公費で受診している</b>	<b>1399</b>	<b>51.5</b>
自費で受診している	15	0.6
<b>受診していない</b>	<b>1304</b>	<b>48.0</b>
合計	2718	100.0

### 4) 手話通訳活動

年間のおよその通訳実施件数についてみると（複数登録している場合は、全ての登録先の活動件数を合計）、2019年度は年間10件未満が28.7%、10～20件未満が16.0%、20～30件未満が11.9%となっている。2020年度は、10件未満が36.1%、10～20件が16.5%、20～30件未満が11.0%となっている。年間10件未満（1ヶ月に1件程度）が3割程度、30件未満（1ヶ月に2～3件程度）で5割強を占めている。全体の約8割が60件未満となっている。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、登録手話通訳者の派遣件数が減っていると推測される。

### 3-5 手話通訳活動

#### 3-5-1 年間のおよその通訳実施件数 表10ポイントにしては？

表3-5-1① 手話通訳実施件数、2019年度

	度数	有効%	累計
0-9 件	685	28.7	28.7
10-19 件	382	16.0	44.6
20-29 件	285	11.9	56.6
30-39 件	202	8.5	65.0
40-49 件	145	6.1	71.1
50-59 件	119	5.0	76.1
60-69 件	101	4.2	80.3
70-79 件	66	2.8	83.1
80-89 件	58	2.4	85.5
90-99 件	48	2.0	87.5
100-109 件	69	2.9	90.4
110-119 件	17	0.7	91.1
120-129 件	51	2.1	93.2
130-139 件	23	1.0	94.2
140-149 件	23	1.0	95.2
150-159 件	25	1.1	96.2
160-169 件	8	0.3	96.5
170-179 件	8	0.3	96.9
180-189 件	7	0.3	97.2
190-199 件	4	0.2	97.3
200-209 件	23	1.0	98.3
210 件以上	41	1.7	100.0
合計	2390	100.0	

表3-5-1② 手話通訳実施件数、2020年度

	度数	有効%	累計
0-9 件	898	36.1	36.1
10-19 件	409	16.5	52.6
20-29 件	274	11.0	63.6
30-39 件	185	7.4	71.1
40-49 件	132	5.3	76.4
50-59 件	107	4.3	80.7
60-69 件	80	3.2	83.9
70-79 件	55	2.2	86.1
80-89 件	56	2.3	88.4
90-99 件	33	1.3	89.7
100-109 件	65	2.6	92.3
110-119 件	13	0.5	92.8
120-129 件	40	1.6	94.5
130-139 件	15	0.6	95.1
140-149 件	23	0.9	96.0
150-159 件	26	1.1	97.0
160-169 件	6	0.2	97.3
170-179 件	4	0.2	97.4
180-189 件	10	0.4	97.8
190-199 件	3	0.1	98.0
200-209 件	12	0.5	98.4
210 件以上	39	1.6	100.0
合計	2485	100.0	

## 5) 通訳報酬

手話通訳の報酬の算定方法についてみると（複数登録している場合は活動回数が最も多い自治体・団体を想定）、1,500円/時間と回答した人が15.8%、2,000円/時間と回答した人が15.2%で多かった。自治体によってかなり差があるが、最低賃金以下の500円でまったくの有償ボランティア扱いとなっている自治体から、一定の専門性を認められていると考えられる金額（3,000円や5,000円等）を出しているところもあった。ただし、今回の調査は大きな都市のある都道府県からの回答が多いので、単価が高く設定されているところが多い傾向にあることは注意したい。

また、報酬費の支払い方法については（単一回答）、「実際の通訳時間のみ支給」が65.4%、「自宅を出て自宅に帰るまでの拘束時間支給」が16.9%、「その他」が17.7%であった。

早朝、夜間の報酬費の割増については、「ある」と回答した人は28.8%、「ない」は71.2%であり、多くの自治体では割増をしていない。

交通費の支給については、交通費が「支給される」と回答した人は80.2%、「支給されない」と回答した人は19.8%だった。交通費が支給されない場合、交通費がかかる場所での通訳依頼があったときはかなり報酬減額になる可能性がある。交通費が支給される場合、実費支給は64.5%で、「その他」が35.5%であった。

年間の手話通訳報酬額については（複数登録している場合は、全ての登録先の活動の合計）、2019年度では、10～30万円未満が25.4%で最も多く、次に1万5千円以上5万円未満が

20.3%、1万5千円未満が19.7%であった。30万円以上が19.3%であった。2020年度では、1万5千円未満が25.8%で最も多く、次に10～30万円未満が22.6%、1万5千円以上5万円未満が21.8%、30万円以上が14.6%であった。2019年、2020年ともに、年間の報酬額は10万円未満が半数以上を占めており、30万円を超えている人は全体の2割弱である。

さて、その手話通訳報酬についてどのように考えているか（複数回答）については、手話通訳労働の「対価として安い」と回答した人が48.0%、「対価として適正」が27.6%、「対価として高い」が1.4%であった。約半数の人が安いと感じている。また、自分の知識や技術から報酬額が見合うかを考えると、「知識・技術から安い」が8.5%、「知識・技術から適正」であるが21.3%、「知識・技術から高い」が12.3%であった。ボランティア活動なので報酬に「不満はない」と回答した人は12.4%、報酬は「必要ない」と回答した人は0.2%であった。実際の報酬の単価や支払われ方にもよるが、半数近くの人がやすいと考えている。先にみたように、手話の学習、手話通訳の養成、登録試験など通訳を行うまでの長い時間と実際の手話通訳の準備やその後の報告や研修参加などかなり労力が必要であるので、そのような養成が必要でないボランティアと同じように扱われていたら「安い」と感じるのは当然である。

### 3-7-1 通訳報酬の算定方法表3-7-1 手話通訳報酬の算定方法 1時間単価

	度数	有効%		度数	有効%
<b>500</b>	<b>1</b>	<b>0.04</b>	1901-1999	12	0.48
<b>750</b>	<b>2</b>	<b>0.08</b>	<b>2000</b>	<b>377</b>	<b>15.23</b>
<b>800</b>	<b>4</b>	<b>0.16</b>	2001-2499	79	3.19
<b>900</b>	<b>1</b>	<b>0.04</b>	2500	41	1.66
950	2	0.08	2501-2999	11	0.44
953	1	0.04	<b>3000</b>	<b>96</b>	<b>3.88</b>
<b>1000</b>	<b>134</b>	<b>5.41</b>	3001-3179	17	0.69
1001-1200	66	2.66	<b>3180</b>	<b>77</b>	<b>3.11</b>
1201-1499	150	6.05	3200-3816	35	1.41
<b>1500</b>	<b>391</b>	<b>15.79</b>	4000	18	0.73
1501-1700	121	4.89	4100-4875	12	0.48
1701-1899	45	1.81	5000	3	0.12
<b>1900</b>	<b>50</b>	<b>2.02</b>	その他	730	29.48
			合計	2476	100.00

### 3-7-2 報酬費の支払い方法表

#### 3-7-2 手話通訳報酬費用の支払い方法

	度数	有効%
<b>実際の通訳時間のみ支給</b>	<b>1732</b>	<b>65.4</b>
自宅を出て自宅に帰るまでの拘束時間支給	448	16.9
その他	470	17.7
合計	2650	100.0



### 3-7-3 早朝、夜間に活動した場合、報酬費の割増

表3-7-3 報酬費の割増(早朝・夜間)

	度数	有効%
ある	703	28.8
ない	1734	71.2
合計	2437	100.0

### 3-7-4 交通費の支給

表3-7-4① 交通費支給の有無

	度数	有効%
支給される	2145	80.2
支給されない	528	19.8
合計	2673	100.0

表3-7-4② 交通費支給の方法

	度数	有効%
実費支給	1307	64.5
その他	720	35.5
合計	2027	100.0

### 3-7-5 年間の手話通訳報酬額

表3-7-5① 手話通訳報酬額、2019年

	度数	有効%
1万5千円未満	382	19.7
1万5千以上5万円未満	393	20.3
5万以上-10万円未満	296	15.3
10万以上-30万円未満	491	25.4
30万円以上	373	19.3
合計	1,935	100.0

表3-7-5② 手話通訳報酬額、2020年

	度数	有効%
1万5千円未満	524	25.8
1万5千以上5万円未満	444	21.8
5万以上-10万円未満	311	15.3
10万以上-30万円未満	459	22.6
30万円以上	296	14.6
合計	2,034	100.0

### 3-7-6 手話通訳報酬についての評価

表3-7-6 手話通訳報酬に対する評価(複数回答) N=2656

	度数	ケースの%
<b>対価として安い</b>	<b>1276</b>	<b>48.0%</b>
対価として高い	37	1.4%
<b>対価として適正</b>	<b>734</b>	<b>27.6%</b>
知識・技術から安い	226	8.5%
知識・技術から高い	328	12.3%
<b>知識・技術から適正</b>	<b>567</b>	<b>21.3%</b>
不満はない	329	12.4%
報酬は必要ない	5	0.2%
生活費の一部	443	16.7%
その他	308	11.6%
合計	4253	160.1%

## 6) 研修や手話通訳組織の加入

主に登録している自治体・団体で登録手話通訳者を対象とした研修が実施されていると回答した人は91.7%、実施されていないと回答した人が8.3%であり、ほとんどの自治体・団体で研修が実施されている。また、研修に参加している人が92.9%、参加していない人が7.1%で、登録

手話通訳者が研修に参加する割合は非常に高いことがわかる。ただし、こうした研修がない1割の自治体・団体は手話通訳の質にどのように対応されているのか検討する必要があるだろう。

また、手話通訳者組織の加入については、全国手話通訳問題研究会に加入が72.4%、日本手話通訳士協会が24.0%、地域での手話通訳者組織が47.6%、その他が3%であり、全体では約9割の人が組織に属していた。いずれの組織にも加入していないと回答した人は9.6%であった。

### 3-8 登録手話通訳者を対象とした研修

表3-8① 手話通訳研修の実施状況

	度数	有効%
実施されている	2473	91.7
実施されていない	224	8.3
合計	2697	100.0

表3-8② 手話通訳研修の参加の有無

	度数	有効%
参加している	2273	92.9
参加していない	175	7.1
合計	2448	100.0

### 3-9 手話通訳者組織の加入

表3-9 手話通訳者組織の加入状況 N=2692

	度数	%	ケースの%
全国手話通訳問題研究会	1948	46.2%	72.4%
日本手話通訳士協会	646	15.3%	24.0%
当該自治体・団体の通訳者組織	1282	30.4%	47.6%
その他	80	1.9%	3.0%
加入していない	259	6.1%	9.6%
合計	4215	100.0%	156.6%

### 3-10 登録手話通訳活動をしていない理由

表3-10 登録手話通訳活動をしていない理由(複数回答) N=351

	度数	%	ケースの%
仕事が忙しく時間がないから	161	28.2	45.9
保育や介護など家の事情で時間がないから	81	14.2	23.1
通訳依頼がないから	126	22.1	35.9
手話通訳の知識・技術に自信がないから	120	21.0	34.2
その他	83	14.5	23.6
合計	571	100.0	162.7

## 4. 登録手話通訳者としての考え

今回、登録手話通訳者がどのように手話通訳について考え、活動しているのかについては、大きな特徴が見いだせた。なお、この回答結果については、基本的に登録手話通訳者の考え、主観を捉えているものであり、実態が必ずしもそうなっているとは言えない可能性は残されていることに注意しておきたい。例えば、ろう者に手話が通じていると思っていても、当のろう者には実際には伝わっていないかもしれない。また、ろう者や通訳内容によっては、通じたこともあれば

通じなかったこともあるかもしれないが、そのあたりはおおよその登録手話通訳者の感覚によっ  
ているものである。

## 1) 依頼に対する考え方

①「どの分野でもできる限り積極的に受けている」（について「そう思う」—以下略す）と回  
答した人は70.5%だった。これに対比されるのが、③「得意分野または特定分野のみ受けてい  
る」で13.8%だった。ここから、多くの登録手話通訳者は、どの分野の通訳依頼であってもでき  
る限り積極的に受けようとする姿勢があると考えられる。

ただし、②「自分の能力でできると思った依頼だけ受けている」は54.5%であり、⑫「手話通  
訳依頼内容を明確な時に受けている」は26.4%、⑥「手話通訳技術の向上やキャリアを考えて受  
けている」は46.9%であった。逆にいえば、自分の能力で対応が不安なまま、また依頼内容が不  
明確なまま依頼を受けている人もかなり多いことがわかる。

④「特定の聴覚障害者のみ受けている」は2.5%であり、登録手話通訳者は依頼した聴覚障害  
者が誰かを問わず、通訳依頼を受けようとする姿勢が見られる。⑤「ペアを組む手話通訳者をみ  
て受けている」は4.2%であり、登録手話通訳者はペアを組む手話通訳者が誰かによって通訳依  
頼を断ろうとしない姿勢が見られる。

⑦「ある程度の収入が得られると思って受けている」は22.0%だった。登録手話通訳者は通訳  
派遣に行くことである程度の収入を得られるとはあまり考えていないことが言える。

⑧「ろう者の権利保障のためと思って受けている」は90.0%だった。手話通訳に行くことがろ  
う者の権利保障のためだと考えている登録手話通訳者が多い。

⑨「自分が断ると他に行く人がいないと思って受けている」は36.1%だった。登録手話通訳者  
は複数いるところが多いし、また中には設置手話通訳者もいる自治体もあるので、依頼を必ず受  
けなければならないと考えている登録通訳者が少ないのかもしれない。

以上のように、登録手話通訳者はろう者の権利保障のために、できうる範囲でできるだけ手話  
通訳依頼を受けようとする姿勢があると考えられる。

表4-1 依頼に対する考え方について

	そう思う	そう思わない	N
どの分野でもできる限り積極的に受けている	<b>70.5</b>	29.5	2,976
自分の能力でできると思った依頼だけ受けている	54.5	45.5	2,972
得意分野または特定分野のみ受けている	13.8	<b>86.2</b>	2,955
特定の聴覚障害者のみ受けている	2.5	<b>97.5</b>	2,967
ペアを組む手話通訳者をみて受けている	4.2	<b>95.8</b>	2,952
手話通訳技術の向上やキャリアを考えて受けている	46.9	53.1	2,951
ある程度の収入が得られると思って受けている	22.0	<b>78.0</b>	2,953
ろう者の権利保障のためと思って受けている	<b>90.0</b>	10.0	2,968
自分が断ると他に行く人がいないと思って受けている	36.1	63.9	2,962
ICTを活用した遠隔手話通訳を積極的に受けている	7.2	<b>92.8</b>	2,854
テレビ放送や動画作成等の手話通訳を積極的に受けている	8.9	<b>91.1</b>	2,859
手話通訳依頼内容が明確な時に受けている	26.4	<b>73.6</b>	2,937

## 2) 準備について

①「通訳内容の事前学習ができています」は74.3%、②「通訳実施日前に通訳内容の事前の打ち合わせができています」は41.9%であった。依頼された通訳内容について事前に学習してから通訳に臨もうとしている登録手話通訳者が多いが、通訳実施日前に事前の打ち合わせをする登録手話通訳者はそれほど多くなく、当日に打ち合わせをする登録手話通訳者が過半数を占めている。この場合、通訳内容次第ではうまく通訳ができていない可能性が高くなると想像される。

表4-2 準備について

	そう思う	そう思わない	N
通訳内容の事前学習ができています	<u>74.3</u>	25.7	2,975
通訳実施日前に通訳内容の事前の打ち合わせができています	41.9	58.1	2,968

## 3) 実施について

①「通訳実施日当日の実施前に当日の情報収集や調整ができています」は77.7%だった。上記の質問で通訳実施日前に打ち合わせをする登録手話通訳者が半数以下だったが、そのかわりに通訳実施日当日の実施前に打ち合わせをする登録手話通訳者が多いことが裏付けられた。

②「通訳した内容はろう者に伝わっている」は81.3%、③「通訳した内容は健聴者に伝わっている」は80.6%だった。通訳した内容はろう者・健聴者双方に伝わっていると考えられる登録手話通訳者が多い。

④「話すスピードに手話通訳はついていけている」は59.6%だった。話すスピードに手話通訳はついていけていると考えている登録手話通訳者は過半数を占めた。しかし、スピードについていけない人が4割程いるが、伝わっていると回答する人が8割を占めることになる。「伝わる」の意味も100%伝わるのか、5割程度伝わるのか。手話通訳における「伝わる」の意味とは何か考える必要があるように思われる。

⑤「通訳時、必要に応じて関係者に適切な情報提供を行っている」は79.1%だった。ろう者だけでなく、関係者に適切な情報提供をすべきと考えている登録手話通訳者が多いと考えられる。

表4-3 実施について

問 4-3 実施について	そう思う	そう思わない	N
通訳実施日当日の実施前に当日の情報収集や調整ができています	<u>77.7</u>	22.3	2,958
通訳した内容はろう者に伝わっている	<u>81.3</u>	18.8	2,912
通訳した内容は健聴者に伝わっている	<u>80.6</u>	19.4	2,889
話すスピードに手話通訳はついていけている	59.6	40.4	2,937
通訳時、必要に応じて関係者に適切な情報提供を行なっている	<u>79.1</u>	20.9	2,917

#### 4) 終了後について

①「通訳終了後、手話通訳の実施報告書を書いている」は96.5%だった。ほとんどの登録手話通訳者は手話通訳の実施報告書を書いているといえる。

②「通訳終了後に自分で振り返りを行っている」は94.4%、③「通訳終了後に関係者で振り返りを行っている」は62.7%、④「通訳時の問題や課題についてコーディネーター等からアドバイスを受けている」は59.3%であった。手話通訳の質の向上のためには、自らの振り返りに加えて、第三者と話あったり、よく理解している人からアドバイスをもらうことは重要である。全体として6割程度の登録手話通訳者ができているといえる。他方、4割程度の登録手話通訳者はそのような機会がない可能性を示している。

⑤「通訳時に明らかになった問題や解決のために、派遣機関へ説明や報告を行っている」は84.5%、⑥「通訳時に明らかになった問題や課題の解決のために、関係者に説明したり、働きかけたりしている」は59.6%だった。派遣機関へ何らかの説明や報告をしている登録手話通訳者は多いが、アドバイスを受けている割合が6割弱だったので、報告はしているもののアドバイスを受けていない登録手話通訳者も少なからずいると考えられる。また、問題解決のために関係者と協議したりする登録手話通訳者は過半数を超えるが、残り4割は自分だけで解決しようとするか、問題を放置している可能性があると考えられる。これら手話通訳で明らかになった問題の解決についてのさらなる検討が必要だと思われる。

表4-4 終了後について

	そう思う	そう思わない	N
通訳終了後、手話通訳の実施報告書を書いている	<u>96.5</u>	3.5	2,980
通訳終了後に自分で振り返りを行っている	<u>94.4</u>	5.6	2,981
通訳終了後に関係者で振り返りを行っている	62.7	37.3	2,952
通訳時の問題や課題についてコーディネーター等からアドバイスを受けている	59.3	40.7	2,952
通訳時に明らかになった問題や課題の解決のために、派遣機関へ説明や報告を行っている	<u>84.5</u>	15.5	2,953
通訳時に明らかになった問題や課題の解決のために、関係者に説明したり、働きかけたりしている	59.6	40.4	2,933

#### 5) 手話通訳上の技術について

①「手話通訳に関する知識は十分である」は25.6%、②「社会の様々な制度や事柄に関する知識は十分である」は23.0%、③「手話の語彙は十分である」は18.9%、④「日本語の語彙は十分である」は30.1%だった。このように7、8割の登録手話通訳者は手話通訳に関わる知識や語彙について不十分だと認識していることがわかる。

⑤「手話の文法表現（時間・空間の活用等）ができる」は52.5%、⑨「メッセージの理解、保持ができる」は57.0%、⑥「ろう者の手話が読み取れる」は54.6%、⑦「ろう者の手話を適切な日本語に訳せる」は42.3%だった。ここから半数程の登録手話通訳者は手話通訳に関わる技術について不十分だと認識していることがわかる。特に、先に通訳した内容はろう者や健聴者に伝わっていると考えている登録手話通訳者が8割を占めていたので、ここに認識のギャップがある。

⑧「ろう者の置かれた状況について理解できている」は77.2%、⑩「通訳場面でその関係者とうまく人間関係をつくることができる」は81.5%であった。ろう者や関係者との調整はうまく行っていると認識している人が8割を占めている。

⑪「ICTを活用した遠隔手話通訳に対応できる」は16.9%、⑫「テレビ放送や動画作成の手話通訳に対応できる」は17.2%だった。ICTを活用した遠隔手話通訳やテレビ放送や動画作成の手話通訳に対応できないと考える登録手話通訳者が8割以上と圧倒的に多い。

以上のことから、手話通訳に関わる知識は7～8割が不十分、手話通訳技術は半数が不十分、ろう者の理解や人間関係の調整は2割程度が不十分、遠隔手話通訳やテレビ放送・動画作成については8割の人ができないと考えていることが見えてきた。ただし、手話通訳は医療や教育、介護、労働、講演会などありとあらゆる分野で通訳をするため、その手話や日本語の語彙は際限なく、不十分さを認識される機会が多いのだろうと思われる。

また、遠隔通訳等は、先にも見たようにそもそも依頼がないこともある。これらの分析については、さらに検討が必要である。

表4-5 手話通訳上の技術について

	そう思う	そう思わない	N
手話通訳に関する知識は十分である	25.6	<b>74.4</b>	2,979
社会の様々な制度や事柄に関する知識は十分である	23.0	<b>77.0</b>	2,982
手話の語彙は十分である	18.9	<b>81.1</b>	2,984
日本語の語彙は十分である	30.1	<b>69.9</b>	2,984
手話の文法表現時間・空間の活用等ができる	52.5	47.5	2,962
ろう者の手話が読み取れる	54.6	45.4	2,951
ろう者の手話を適切な日本語に訳せる	42.3	57.7	2,951
ろう者の置かれた状況について理解できている	<b>77.2</b>	22.8	2,975
メッセージの理解、保持ができる	57.0	43.0	2,946
通訳場面でその関係者とうまく人間関係をつくることができる	<b>81.5</b>	18.5	2,949
ICTを活用した遠隔手話通訳に対応できる	16.9	<b>83.1</b>	2,880
テレビ放送や動画作成の手話通訳に対応できる	17.2	<b>82.8</b>	2,850

## 6) 技術向上のための環境について

技術向上のための環境について、①「手話通訳について適切な指導やアドバイスをしてくれる人がいる」は68.6%、②「自らが実施した通訳内容について話し合ったりする機会がある」は60.1%、③「コーディネーターに自分の手話通訳の力量を理解してもらえている」は73.2%、④「コーディネーターに派遣に関する困り事や疑問点を伝えている」は79.8%、⑤「派遣機関・団体の責任者や行政担当者等に派遣に関する困り事や疑問点を伝えている」は59.5%、⑥「伝えた困り事や疑問点について対応してもらえている」は63.4%であった。このように、6～7割の登録手話通訳者は通訳の話をしてアドバイスを得られたり、困り事や相談ができる環境にあると推察できる。一方、3～4割の人々がそのような環境にないということであり、これらの登録手話通訳者への環境整備が課題であるといえる。

また、⑦「手話通訳についてともに学ぶ仲間や友人がいる」は88.3%、⑧「手話通訳制度の問題点や課題について話し合う機会がある」は69.6%ということであり、登録手話通訳者の制度だけでなく、全国手話通訳問題研究会、日本手話通訳士協会、地域の手話通訳者に関わる団体が大きな役割を果たしており、こうしたことが手話通訳活動を続けられる原動力になっていると考えられる。

⑩「手話サークルに積極的に参加している」は66.2%、⑪「手話通訳団体に積極的に参加している」は59.8%、⑫「身近なろう者があり、通訳場面以外でも話をしている」は62.2%とあり、手話サークルや手話通訳団体、ろう者へのつながりがあるという登録手話通訳者が6,7割あり、こうした環境のなかで、手話通訳をすることで、⑨「ろう者の権利保障に貢献している」が73.5%という高い達成感を得られているものと推察される。

表4-6 技術向上のための環境について

	そう思う	そう思わない	N
手話通訳について適切な指導やアドバイスをしてくれる人がいる	68.6	31.4	2,986
自らが実施した通訳内容について話し合ったりする機会がある	60.1	39.9	2,977
コーディネーターに自分の手話通訳の力量を理解してもらえている	<b>73.2</b>	26.8	2,962
コーディネーターに派遣に関する困り事や疑問点を伝えている	<b>79.8</b>	20.2	2,973
派遣機関・団体の責任者や行政担当者等に派遣に関する困り事や疑問点を伝えている	59.5	40.5	2,934
伝えた困り事や疑問点について対応してもらえている	63.4	36.6	2,917
手話通訳についてともに学ぶ仲間や友人がいる	<b>88.3</b>	11.7	2,990
手話通訳制度の問題点や課題について話し合う機会がある	<b>69.6</b>	30.4	2,978
ろう者の権利保障に貢献している	<b>73.5</b>	26.5	2,956
手話サークルに積極的に参加している	66.2	33.8	2,997
手話通訳団体に積極的に参加している	59.8	40.2	2,973
身近にろう者があり、通訳場面以外でも話をしている	62.2	37.8	2,986

## 7) 登録自治体の状況について

登録自治体の状況について、①「登録手話通訳者の人数は足りている」は18.8%、③「現在の登録手話通訳者は十分な手話通訳技術を持っている」は31.3%、②「現在の派遣制度でろう者のコミュニケーション支援はできている」は27.0%、④「手話通訳制度改善のための運動が必要である」は80.9%であった。つまり、登録自治体において、登録手話通訳者の人数が足りていない、手話通訳技術が十分ではない、コミュニケーション支援も十分にできていない、そうした問題点を改善するための運動が必要であると考えられる登録手話通訳者が7～8割もおり、手話通訳制度の質と量の確保が求められていることがわかる。

また、⑤「登録手話通訳者はボランティアではなく、労働者と位置づけるべき」は91.6%と圧倒的多数を占めており、身分や保障の不安定さや報酬の曖昧さや低さ等に問題意識があるものと考えられる。これも含めて、しっかり安定した手話通訳制度の構築が求められている。

表4-7 登録自治体の状況について

	そう思 う	そう思 わない	N
登録手話通訳者の人数は足りている	18.8	<b>81.3</b>	2,928
現在の派遣制度でろう者のコミュニケーション支援はできている	27.0	<b>73.0</b>	2,915
現在の登録手話通訳者は十分な手話通訳技術を持っている	31.3	68.7	2,903
手話通訳制度改善のため運動が必要である	<b>80.9</b>	19.1	2,893
登録手話通訳者はボランティアではなく、労働者と位置づけるべき	<b>91.6</b>	8.4	2,946

## 8) 活動継続の課題

①「十分に活動ができていない」は52.3%と考える登録手話通訳者は半数であり、できている、できていないという評価が二分していることがわかる。また、②「知識・技術が足りず活動継続が難しい」は28.8%であり、多くの登録手話通訳者は知識・技術で活動ができないほど問題を抱えているわけではないが、3割近くの登録手話通訳者が知識や技術を理由に活動継続が難しいと考えており、その対応が求められているといえる。さらに、③「年齢的に活動継続が難しい」は36.3%であり、4割近い登録手話通訳者が年齢を理由に活動が難しいと答えており、知識や技術以上にかなり影響が大きいと、この課題への対応が求められる。

④「知識や技術を向上させたい」は94.9%と極めて高く、知識や技術の向上に意欲的であることがわかる。一方、⑤「通訳を仕事にしたい」は41.9%と4割を占めていた。半数近くの人が手話通訳活動に専念をしたいと思っていることがわかる。この回答は、「登録手話通訳者はボランティアではなく、労働者と位置づけるべき」と考える登録手話通訳者が91.6%もあるなかで、上記のように、知識や技術が足りないことや年齢的に活動が難しいと考えるために半減していると思われる。しかし、多くの手話通訳者が有償ボランティアとしての不安定な身分に置かれているなかで、4割もの登録手話通訳者が手話通訳を仕事にしたいと考えていることの意味は大きいと思われる。

⑥「ろう者に嫌われていないか不安」は28.7%、⑦「事故、災害等のリスクがあり不安」は43.5%、⑧「けがや感染時の保障が不十分で不安」は56.2%であった。ろう者に嫌われていないか不安に思うことはそれほど大きなインパクトを持っているものではなかったが、事故や災害、怪我や感染等については半数程の登録手話通訳者が不安を抱えながら活動をしていることはかなり大きな課題だと思われる。先程みたように手話通訳活動を行う際の身分が不安定であり、また、コロナ禍にあっという間生活、生きていくために不可欠なエッセンシャルワーカーとして移動や対面を要する活動であり、こうした不安をどう克服していくかが手話通訳制度の発展のために対応が求められているといえる。



表4-8 活動継続の課題

	そう思 う	そう思 わない	N
十分に活動ができていない	52.3	47.7	2,967
知識・技術が足りず活動継続は難しい	28.8	<u>71.2</u>	2,952
年齢的に活動継続は難しい	36.3	63.7	2,977
知識や技術を向上させたい	<u>94.9</u>	5.1	2,988
通訳を仕事にしたい	41.9	58.1	2,948
ろう者に嫌われていないか不安	28.7	<u>71.3</u>	2,971
事故、災害等のリスクがあり不安	43.5	56.5	2,978
けがや感染時の保障が不十分で不安	56.2	43.8	2,963

## 5. 手話通訳の養成制度について

### 5-1 手話奉仕員養成講座について

#### 5-1-1 講座全体の時間数

表5-1-1 手話奉仕員養成講座全体の時間数

	度数	有効%
とても長い	58	2.7
やや長い	206	9.8
適当である	1622	76.8
やや短い	173	8.2
とても短い	53	2.5
合計	2112	100.0

### 5-2 手話通訳者養成講座について

#### 5-2-1 講座全体の時間数

表5-2-1 手話通訳者養成講座全体の時間数

	度数	有効%
とても長い	61	2.7
やや長い	233	10.5
適当である	1598	71.8
やや短い	280	12.6
とても短い	55	2.5
合計	2227	100.0

#### 5-2-5 講座の受講条件についてどう考えますか

表5-2-5 手話通訳者養成講座の受講条件

	度数	有効%
基本課程の受講条件として一定の要件を設けた方がよい	1088	50.0
各課程の受講条件を設けた方がよい	648	29.8
受講条件は規定しなくてもよい	387	17.8
その他	55	2.5
合計	2178	100.0

#### 6-1 現在の手話通訳者登録制度について(自由記述)

報酬や待遇、身分保障に限界があり（ボランティアの域を抜け切れてないなど）、資格を持っていても本職にできないという回答や、せっかく登録していても昼の時間帯の通訳は家庭との両立が難しいという回答、そして、待遇の悪さで後輩が育たないのではないかという回答が多く見られた。

市町村によって報告書をはじめ統一性が全くないため、採用や合格基準を統一してほしいという意見が多く見られた。

「一度登録すると更新の試験等がない。」、技術を向上させたいがその場や時間がない、手話に関する知識は常に更新されているため追いつくのが難しいなど、通訳をする側の研鑽や質の担保に疑問を感じるという回答がある程度見られた。研修や学習会に全く参加しない人を、一度登録から外したらどうだという回答も見られた。

現状で問題ないという回答もあったが少なかった。

#### 【登録手話通訳者調査結果を踏まえた提言】

##### 1. 若い世代の手話通訳者養成を推進すること

手話通訳制度を維持・発展させていくためには、若い世代の手話通訳者養成に力をいれることが喫緊の課題である。

登録手話通訳者の魅力を向上させるために、労働者として位置づけ、待遇や報酬を向上させていくこと、また、若い世代が比較的短期間で手話通訳の知識や技術を習得できるように、自治体の養成講座の維持と発展に加えて、大学や専門学校での手話通訳者養成の仕組みを充実させることの両輪で進めて行く必要があると考えられる。

##### 2. 手話通訳者の待遇の向上と基準化を図ること

手話通訳を労働として明確に位置づけ、介護保険の報酬単価のように一定の標準化とそのためルール化・基準化が求められよう。そのためには、現在の都道府県、市町村等による制度運営を基本にしながら全国統一的な運営基準、報酬単価の導入が必要である。さらに、複数登録の場合の健康管理等を都道府県と市町村、近隣自治体の広域で実施し、確実に検診が受診できる体制を作っていくことも検討していく必要があるだろう。

### 3. 自治体における手話通訳関係の養成講座の維持と現任研修等の実施と充実

現・登録手話通訳者にとっては手話学習のきっかけとして自治体の養成講座は最も重要な位置づけになっていた。

8～9割の登録手話通訳者にとって手話通訳等に関わる知識や技術の習得について自治体の養成講座が貢献していると確認できた。

自治体が手話や手話通訳に関わる養成講座は手話通訳者の登録に大きく貢献をし、現状においては、自治体の養成講座を維持し、充実させることが極めて重要だと考えられる。

また、各自治体、登録手話通訳派遣を担っている団体等で現任研修を充実させ、OJT等手話通訳活動をしながら教育を受ける機会も設けて行く必要があると思われる。そのためには、手話通訳派遣のコーディネートについても、スーパーバイズ（相談や教育等）をしたり、登録手話通訳者やろう者が抱えている問題を解決できる力量が求められるといえる。

厚生労働省

令和3年度障害者総合福祉推進事業

**手話奉仕員及び手話通訳者養成事業の現状把握と課題整理事業  
報告書【概要版】**

発行日：2022(令和4)年3月

編集：「手話奉仕員及び手話通訳者養成事業の現状把握と課題整理事業」  
養成制度検討委員会

発行：社会福祉法人全国手話研修センター  
〒616-8372 京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3-4  
TEL 075-873-2646 FAX 075-873-2647  
ホームページ <https://www.com-sagano.com/>

印刷：新日本プロセス株式会社



